表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)<sup>注1)注2)</sup>

<del>*</del>	:気基準適用施設	平成 2 4 年 3	月31日現在	【参 考】 平成23年
	CAVE TENINGE	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
焼結鉱の	製造の用に	16	31	32
供する焼	結炉	(16)	(31)	(32)
製鋼用電	气怕	70	113	114
衣邺刀电	LXIN	(70)	(113)	(114)
<b>亜鉛回収</b>	l施設 P、焼結炉、溶鉱炉、	14	33	34
	乾燥炉)	(13)	(31)	(32)
アルミニ	ウム合金製造施設	235	803	817
(焙焼炉	,、溶解炉、乾燥炉)	(235)	(803)	(817)
	ディスト ディスト ディスティング ディスティング ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・アイ オイ / h以上		1,113	1,112
	4 (/110)	-	(1,107)	(1,106)
廃	2 t/h以上		1,439	1,450
廃棄物焼却炉	~ 4 t/h未満 	-	(1,439)	(1,450)
焼却	2 t /h未満 <sup>注 3 )</sup>		7,193	7,516
炉	2 t/n未冲。	-	(7,177)	(7,499)
	小計	7,430	9,745	10,078
	ופיני	(7,419)	(9,723)	(10,055)
		7,765	10,725	11,075
合計		(7,753)	(10,701)	(11,050)

注1)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) <sup>注1)注2)</sup>

水質基準対象施設	平成 2 4 年 3	月31日現在	【参 考】 平成23年
小貝坐午灯水旭以	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パル プ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩	29	75	76
素又は塩素化合物による漂白施設	(29)	(75)	(76)
カーパーイト・法アセチレンの製造の用に供するアセチレ	40	55	55
ン洗浄施設 	(40)	(55)	(55)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄	0	0	0
施設	(0)	(0)	(0)
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄	5	23	22
施設	(5)	(23)	(22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉 から発生するがスを処理する施設のうち	4	7	7
廃ガス洗浄施設	(4)	(7)	(7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化	6	32	32
エチレン洗浄施設 	(6)	(32)	(32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施	1	5	5
設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	(1)	(5)	(5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に	1	2	2
供する水洗施設、廃がス洗浄施設	(1)	(2)	(2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施	1	3	3
设	(1)	(3)	(3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供す	1	3	3
るろ過施設及び廃がス洗浄施設	(1)	(3)	(3)
ジオオサジンパイルットの製造の用に供するニトロ 化誘導体分離施設、還元誘導体分離施 設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体	1	7	7
洗浄施設、ジオナサジンバイオレット洗浄施設及 び熱風乾燥施設	(1)	(7)	(7)
アルミウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃がス	32	72	80
洗浄施設、湿式集じん施設	(32)	(72)	(80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃が	8	44	44
ス洗浄施設及び湿式集じん施設	(8)	(44)	(44)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1)注2)

水質基準菜	<b>才免</b> 施設	平成 2 4 年 3	月31日現在	【参 考】 平成23年
小只坐十/	A Pall NC IX	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
担体付き触媒からの金		7	250	251
廃ガス洗浄施設	型政、 情袋心政及い	(7)	(250)	(251)
	廃ガス洗浄施設、	908	2,048	2,121
廃棄物焼却炉に係る	湿式集じん施設	(904)	(2,039)	(2,110)
廃がス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の	灰の貯留施設	411	880	875
貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す	次以即通過成	(411)	(880)	(875)
るもの	小計	1,319	2,928	2,996
	והיני	(1,315)	(2,919)	(2,985)
  廃PCB等又はPCB処理物  PCB汚染物又はPCB処理		17	128	126
分離施設		(17)	(128)	(126)
プロン類の破壊の用に供え、マ反応施設、廃ガス		38	61	62
集じん施設	7077 700 1272 0 722 2 0	(38)	(61)	(62)
ておめま加田佐和		220	256	258
下水道終末処理施設 		(220)	(256)	(258)
水質基準対象施設を設		31	60	60
事業場から排出される	る水の処理施設	(30)	(58)	(58)
合計		1,761	4,011	4,089
		(1,756)	(4,000)	(4,076)

- 注1)法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に
- 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に 計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場と が重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

- 全国) 注1) 大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別  $^{\circ}$ 

表

設注7)		特定	事業場数	注6)	0(0)	0(0)		100000					(0) (0)						15(4)						16(4)
鉱山保安法等関係法令施設	平成24年	3月31日	現在の	設置基数	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(2)	0(0)	16(3)	11(3)	4(0)	1(0)	0(0)	22(5)	24(5)
鉱山保安法	平成23年	3月31日	現在の	設置基数	(0)0	0(0)	1(0)	(0)0	(0)0	1(0)	0(0)	2(0)	(0)0	(0)0	0(0)	0(0)	6(2)	0(0)	17(3)	12(3)	4(0)	1(0)	0(0)	23(5)	25(5)
	特定	事業場数	(9共		16	20			7	2		<u>'</u>		225	CC7					7 /10	£ .				7,753
	平成24年3月31日	現在の設置基数		a+b+c+d-e	31	113	12	5	3	2	6	31	29	720	54	803	1,107	1,439	7,177	2,569	3,184	994	430	9,723	10,701
		廃止等	注5)	ө	1	3	1	0	0	0	0	1	0	22	4	56	28	32	394	126	158	77	33	454	485
	14条	規模変更	注4)	q	1	-	-	1	-	-	-	,		1	-	-	-3 0	-2 +3	-1 +3	-1 +2	0 +1	0 0	0 0	9+ 9-	9+ 9-
		既設	注3)	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	2	0	1	0	2	2
		新設	注2)	þ	0	2	0	0	0	0	0	0	-	11	0	12	30	20	29	19	34	7	7	117	131
	平成23年3月31日	現在の設置基数		а	32	114	13	2	3	2	6	32	28	731	58	817	1,106	1,450	7,499	2,673	3,307	1,063	456	10,055	11,050
					供する焼結炉		焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	小計	熔焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計	4t/h以上	2t/h以上~4t/h未滿	2t/h未満	200kg/h以上~2t/h未満	100kg/h以上~200kg/h未満	50kg/h以上~100kg/h未満	50kg/h未満 (0.5㎡以上)	小計	
					焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉			亜鉛回収施設					アルミニウム	合金製造施設					廃棄物焼却炉					수 참

<sup>「+」</sup>は街の区分からの 注1)法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。 注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の移行を意味する。 移行を意味する。 注5)構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。 注5)構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)<sup>注1)</sup>

		平成 2	24年3月31日	現在の設置基数	注2)
				別表	第一
大	気基準適用施設	(計)	附則別表	法施行前	法施行後
			第二 <sup>注3)</sup>	設置 <sup>注4)</sup>	設置 <sup>注5)</sup>
		a + b + c	a	b	С
	製造の用に	31	29	_	2
供する焼	E結炉 	(31)	(29)		(2)
製鋼用電	气炉	113	96	6	11
农蚵川モ	EXVN	(113)	(96)	(6)	(11)
亜鉛回収		33	17		16
	、焼結炉、溶鉱炉、 乾燥炉)	(31)	(17)	-	(14)
	ウム合金製造施設	803	541		262
(焙焼炉	"、溶解炉、乾燥炉)	(803)	(541)	-	(262)
	   4 t/h以上	1,113	664	104	345
	4 1/11051	(1,107)	(658)	(104)	(345)
廃	2 t/h以上	1,439	1,032	119	288
廃 棄 物 焼	~ 4 t/h未満	(1,439)	(1,032)	(119)	(288)
焼   却   炉	┃ ┃2 t /h未満 <sup>注6 )</sup>	7,193	4,332	335	2,526
炉	2 (711)不利则	(7,177)	(4,325)	(332)	(2,520)
	小計	9,745	6,028	558	3,159
	J #1	(9,723)	(6,015)	(555)	(3,153)
合計		10,725	6,711	564	3,450
НП		(10,701)	(6,698)	(561)	(3,442)

- 注1)大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
- 注2)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。
- 注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
- 注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大 気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が 適用となっている施設数。
- 注5)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
- 注6)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国) 注1) 2

表

		平成23年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6 )	鉱山保安法 平成23年 3月31日 現在の 設置基数	等関係法令施 平成24年 3月31日 現在の 設置基数	施設 注7 ) 特定 事業場数 注6 )
「硫酸塩バルブ(タラートバルブ)又は亜硫酸バルブ(サルファイトバルː  造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	(トバルプ)の製 施設	92	1	0	0	2	75	29	0(0)	0(0)	0(0)
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	語及	22	0	0	0	0	55	40	0(0)	0(0)	0(0)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)
アルラナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		22	1	0	0	0	23	2	0(0)	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する 処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	生するが 7を	7	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)	0(0)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	争施設	32	0	0	0	0	32	9	0(0)	0(0)	0(0)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロハキサンン 設、廃ガス洗浄施設	分離別	2	0	0	0	0	5	1	0(0)	0(0)	0(0)
クロロベンゼン又はジクロバンゼンの製造の用に供する水洗施 ガス洗浄施設		2	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)	0(0)
4-クロロフタル酸水素ナトリクムの製造の用に供するろ過施設、 設及び廃ガス洗浄施設	<b>記</b> 段、乾燥施	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)	0(0)
2,3-ジクtm-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及 ス洗浄施設	施設及び廃が	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)	0(0)
ジ オサ、バイルトの製造の用に供する-In化誘導体分離 還元誘導体分離施設、In化誘導体洗浄施設、還元誘導 浄施設、ジオサジバイルリ・洗浄施設及び熱風乾燥施設	本分離施設、 3元誘導体洗 8施設	7	0	0	0	0	7	1	(0)0	0(0)	0(0)
7Nに仏又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	溶解炉又は	80	0	0	0	8	72	32	0(0)	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄f  集じん施設	Ç	44	0	0	0	0	44	8	0(0)	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のう 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	段のうちろ過	251	5	0	0	9	250	7	0(0)	0(0)	0(0)
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,110	20	2	2	93	2,039	904	11(3)	9(3)	7(3)
連込ました施設及び次の計 制施設で あって汚水又は廃液を排出するもの 灰の	灰の貯留施設	875	17	1	1	13	880	411	0(0)	0(0)	0(0)
小育		2,985	37	3	3	106	2,919	1,315	11(3)	9(3)	7(3)
廃FCB等又はFCB処理物の分解施設及びFCB汚染物又は  物の洗浄施設及び分離施設	က	126	3	0	0	1	128	17	0(0)	0(0)	0(0)
712/類の破壊の用に供する施設のうち7.57.7反応   ス洗浄施設及び湿式集じん施設	が設、廃ガ	62	1	0	0	2	61	38	0(0)	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設		258	2	0	'	4	256	220	0(0)	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出 <u>水の処理施設</u>	ら排出される	58	2	0	0	2	58	30	2(1)	2(1)	2(1)
ᄺ		4,076	52	3	3	131	4,000	1,756	13(4)	11(4)	9(4)

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。 注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

# 表 I - 6 (1 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

r								1				リー都	<b>担</b> /打り	<u> </u>
		焼糸	=鉱の製	造の用に	供する焼	結炉				製	鋼用電気	「炉		
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sub>注3</sub>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県		·					·	1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														-
山形県														1
福島県														
茨城県	1	2					2							5
栃木県								2						2
群馬県							ļ	1	1					1
埼玉県	1				1			5	5	-	1			5
千葉県	1	3			1		3		_	-	-			1
東京都					-			2			-			3
神奈川県								1	3					1
新潟県 富山県	-							2	1					3
石川県								· '	'					<del>  '</del>
福井県														-
山梨県														-
長野県														+
岐阜県														+
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3						4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														_
和歌山県 鳥取県					1		-			-	-			+
島根県 島根県					+			2	4	-	-			4
岡山県	1				+				4					+ 4
広島県	1	2			+		2				<del>                                     </del>			+
山口県	† '				1		- 2	4	12	1				13
徳島県	1				<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			1
香川県	1				1									1
愛媛県	1													1
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														<u> </u>
宮崎県	1				1		ļ			1	1			<del>                                     </del>
鹿児島県					1					-	-			<b>_</b>
沖縄県				1	1		1	1	1			1	1	1

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

### 表 I - 6 (1b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

		焼絽	<b>詰鉱の製</b> 油	<b>造の用に</b>	供する焼	結炉					鋼用電気		政令下	11/1/1/
	中孝坦	0.05	-ter ≃n.	loπ≃n.	TD 144- 1-	Inte d	0.05	- <del></del>	0.05	-ter ≃n.	lon*≃n.	TD T#- T-	lebe . I	0.05
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1						1
仙台市								1	3				2	2 1
さいたま市 千葉市	2	2					-							
横浜市							2							1
川崎市	1	1					1	1	4					
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市 京都市								1	1					<u> </u>
大阪市								6	10					10
堺市								2						
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	5	5	1				(
福岡市														
函館市 旭川市														-
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					
前橋市 高崎市														
川越市														
船橋市								1	1					
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					
金沢市 長野市														
岐阜市								1	2					:
豊橋市								1						
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市 姫路市								4	_					
炉路巾 尼崎市								4	5					
西宮市		1												
奈良市						L								
和歌山市	1						3	2						:
倉敷市	1						4	2	6					(
福山市 下関市	1	5				1	4							
下関巾 高松市								-	1				1	
松山市		1							l '				·	
高知市								l	l					
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市 宮崎市	2	2					2							
見 順計 由	l													
鹿児島市														

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1						M 🖂 🖶 114		<b>巴 [[X 1]</b>	類別	사내다	므기기기	<u> イルコ)</u>
				1-1-1	+ (-	垂	鉛回収施	1設		14.7	4.0		
1	平米10	0.6 5			尭炉	mbe . /	0.0 -	0.5.4	Jun = 11		吉炉	mbr . 1	0.55
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道													
青森県	1							1					1
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1	2					2						
茨城県	2	2					2						
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県				1	-								
東京都	<b> </b>			1	-					-			-
神奈川県													
新潟県 富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	1	2				1	1						
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県	1			1	1					1			-
島根県岡山県	-			1	-					-			
広島県	1			1									
山口県	1			1									
徳島県	1	<del>                                     </del>		1	<del>                                     </del>					<del>                                     </del>			<del>                                     </del>
香川県	1			1									
愛媛県	1	2					2						
高知県	i .	Ī -					_						
福岡県	1												
佐賀県													
長崎県													
熊本県	1	1					1						
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

						ar:	鉛回収施	: 記	(加山)	.1里坎	万J — J	又 [1 []	1/1/1/
				松本	尭炉	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11111111111111111111111111111111111111	取		<b> </b>	吉炉		
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	(f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	度末施 設数	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sub>注3</sub> )	規模未満変更(e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市 福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市いわき市	1	1					1	1					1
宇都宮市		'											'
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市 柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市 豊橋市													-
豆福 岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市 姫路市	0	2					2	3					3
ළ 足崎市	3	2						3					3
西宮市													
奈良市													
和歌山市	1	1					1						
倉敷市													
福山市 下関市		<del>                                     </del>											
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市		<u> </u>											
長崎市熊本市													
大分市													1
宮崎市													
鹿児島市													
合 計	13	13	0	0	0	1	12	5	0	0	0	0	5

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (3 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								(旭政/	<b></b> 種類別	] 一 旬)	坦州为	マカリノ
						亜鉛回	収施設					
				広炉					溶角	解炉		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	設数	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>		廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	†											
青森県	1					1						
岩手県	<del> </del>											
宮城県												
秋田県	1											
山形県	<del>                                     </del>											
福島県	1											
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県	-											
岡山県	+											
広島県	1											
山口県 徳島県	<del>                                     </del>	1										
信局県 香川県	1	-										
登媛県 愛媛県	1											
変媛県 高知県	<del>                                     </del>											
福岡県	2	-				2						
佐賀県	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>										
長崎県	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>										
熊本県	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>										
大分県	+											
宮崎県	+											
鹿児島県	+	<del>                                     </del>										
沖縄県	1	<del>                                     </del>										
1.1.1667512		1	1		1	ı		1	1	1	1	ı

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

						± 5/\ □	ılı <del>n t.k. ≥n</del> .	(旭)	<u></u> 段種類	<b>ミクリー</b> ・	以下川	1 (1.17)
			溶鉤	た 行		里鉛巴	収施設		淡鱼	解炉		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設	規模未	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未満変更(e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市				-								
さいたま市 千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市 静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市 堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市 福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市 秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市 高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市 富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市 岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市 姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市 倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市 高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市 宮崎市												
鹿児島市												
合 計	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

### 表 I - 6 (4 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

-								(施設	<del></del> 里	] 一	坦打片	ミカリノ
						亜鉛回	収施設					
1				彙炉					小	計		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	設数	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県						İ						
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2				1	1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	4					4
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

	1						ulm AL. ~n	(旭)	<u></u> 没種類	マクリー 1	以下川	1/2/1/
	<b></b>		+-L 1	9 JC		亜鉛回	収施設			<b>⇒</b> 1		
	22年		乾燥 既設	規模未	廃止	23年	22年	新設	小 既設	計 規模未	廃止	23年
	度末施 設数	(b) 注2)	(c) 注3)	満変更 (e)	(f)	度末施	度末施 設数	(b) 注2)	(c) 注3)	満変更 (e)	(f)	度末施 設数
	<sub>以 数</sub> (a)			(6)		(a+b+c-				(6)		(a+b+c-
						e-f)						e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市 川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市 福岡市												
函館市												<del>                                     </del>
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市いわき市							4					4
宇都宮市							4					4
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市 横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市 岡崎市												
豊田市												<u> </u>
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6					6	11					11
尼崎市 西宮市		-										<del> </del>
奈良市												<u> </u>
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市 松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
室崎市 鹿児島市												
合 計	9	0	0	0	0	9	32	0	0	0	1	31
ы п		U	0	U	U		JZ	U	U		_ '	31

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (5 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

										里與力	可一	直附界	や万リノ
						アルミニ	ウム合金	製造施設	ž				
			Linear		尭炉	T-t-			T to a sec		解炉	T-t-	
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	6							15					15
青森県	Ť												
岩手県													
宮城県	1							1					1
秋田県													
山形県	1							2					2
福島県	4	1					1	25					25
茨城県	6	3					3	28				2	26
栃木県	12	3					3					3	56
群馬県	4						1	7					7
埼玉県	11							44				1	43
千葉県	4							8					8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							13					14
富山県	14							38				1	37
石川県	1							1					1
福井県	3							17				2	15
山梨県	2							3					3
長野県	4							13					13
岐阜県	3							3					3
静岡県	16						4					2	59
愛知県	40						9		8			3	112
三重県	8						2					2	29
滋賀県	4							16				2	14
京都府	2							4					4
大阪府	4							11					11 9
兵庫県 奈良県	5	1					1	9					9
和歌山県													
鳥取県			-	-			1						
島根県													
岡山県	1		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				2					2
広島県	1							3					3
山口県	2						1	3				1	2
徳島県	<del>†                                    </del>						<u> </u>	"					
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県	†						†						
高知県													
福岡県	5							19					19
佐賀県	3							4					4
長崎県	1							1					1
熊本県	9							25				1	24
大分県	1		1				1	1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

						アルミー	· ウム合金	制冶協調		<u></u> 投種類	ミカリ 一	以下「	1701/
				焙	焼炉	<i>) /v</i> < -	リムロ金	2. 没坦旭的	Z.	溶角	解炉		
	事業場数 (注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市 さいたま市		-											
千葉市													
横浜市	1							3					3
川崎市													
相模原市 新潟市													
静岡市	4							20					20
浜松市	1							2				1	
名古屋市	3							18					18
京都市 大阪市	1							8 2					2
堺市	4							6					6
神戸市													
岡山市 広島市				1				4	4				
北九州市	1						1	1					3
福岡市								Ŭ					
函館市													
旭川市 青森市													
盛岡市													
秋田市	1							1					1
郡山市													ļ .
いわき市 宇都宮市	1							1					1
前橋市	2							3					3
高崎市													
川越市 船橋市	1	-						1					1
柏市													
横須賀市													
富山市	3							6					6
金沢市 長野市		1											
岐阜市													
豊橋市	2							5					5
岡崎市	7							2					2
豊田市 大津市	— <i>"</i>	<del>                                     </del>						29					29
高槻市													
東大阪市													
姫路市 尼崎市	1	2					2	14					14
西宮市													
奈良市	1							1					1
和歌山市								_					
倉敷市 福山市	2							8					8
下関市	2							12					12
高松市	1							1					1
松山市 高知市								1				1	
人留米市 人留米市	1			1				3					3
長崎市													
熊本市													
大分市 宮崎市	2							2					2
鹿児島市	1							1					1
合 計	235	28		1 0	0	0	29			0	0	22	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1								里須万	」一和	直肘児	も万リノ
					アル	ミニウム	合金製造	<b>造施設</b>				
				彙炉					小	計		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道							15					15
青森県							13					13
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県							•					
山形県							2					2
福島県	2					2						28
茨城県	3					3	34				2	
栃木県	2					2					3	
群馬県	2					2						10
埼玉県	4					4					1	
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							13	1				14
富山県							38				1	37
石川県							1					1
福井県	2					2	19				2	17
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2	15					15
岐阜県							3					3
静岡県	6					6		1			2	
愛知県	9				1	8		8			4	
三重県	2					2					2	
滋賀県	2					2					2	
京都府							4					4
大阪府	4					4						15
兵庫県							10					10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県		-								-		ļ .
岡山県	1	-				1	3			-		3
広島県	-	-		-	ļ .		3			-	_	3
山口県	2	-		-	1	1	5			-	2	3
徳島県	<del>                                     </del>	-		-	-					-		<u> </u>
香川県	<del>                                     </del>						2					2
愛媛県		-		-	-					-		
高知県	-	-		-	-		04			-		0.4
福岡県 佐賀県	2			-	-	2	21 4					21
上 佐賀県 長崎県		-		-	-		1			-		1
	1	-		-	-	4				-	4	
熊本県 大分県	1	-		-	-	1	26			-	1	
宮崎県							1	1				1
鹿児島県	1	-		-	-		2			-		2
	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>					<del>                                     </del>		
1下爬床	1	l		l	l	ı	ll .	1	I	l		1

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

					マル	シート・	合金製造		<u></u> 段種類	マクリー・	以下川	1/1/1/
			許小	異炉	1 10	<b>ミーリム</b>	百金製瓦	地成	小	計		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市 横浜市	1					4	4					4
川崎市	- '					1	4					4
相模原市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市 名古屋市							2 18				1	1 18
京都市	1					1	9					9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市 広島市	1					1	2	1				3
北九州市	'						4	'				4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市 盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市							3					3
- 削橋巾 高崎市							3					3
川越市							1					1
船橋市												
柏市												
横須賀市 富山市	2					2	8					8
金沢市							"					-
長野市												
岐阜市												
豊橋市岡崎市							5 2					5
豊田市	5				2	3	34				2	
大津市						,						02
高槻市												
東大阪市												
姫路市 尼崎市							16					16
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市 下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1				1	
高知市												
久留米市							3					3
長崎市熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							1					1
合 計	58	0	0	0	4	54	817	12	0	0	26	803

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								144	棄物焼刦	lvei		(旭	过性?	<b>浿別⁻</b>	- 和)	直府県	き万リノ
					4± /1	n以上		角	来初班A	13)-		2±	/hCI F-	~4t/h未	- 満		
	事業場	22年	新設	既設	規模	規模	規模	廃止	23年	22年	新設	既設	規模	規模	規模	廃止	23年
	数 注1)	度末施	(b)	(c)	変更	変更	未満	(f)	度末施	度末施	(b)	(c) 注3)	変更	変更	未満	(f)	度末施
	注1)	設数	注2)	注3)	前(44)	後(40)	変更		設数	設数	注2)	注3)	前	後(10)	変更		設数
		(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-	(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-
									e-f)								e-f)
北海道	202	18							18	27						1	
青森県	103	10							10	23						1	22
岩手県	121	2							2	21						1	
宮城県	116	6	12						18	28	5					1	
秋田県	60	3							3	13							13
山形県	106	7							7	12							12
福島県	93	5							5	30							30
茨城県	332	28							28	68							68
栃木県	148	10							10	33						4	29
群馬県	95	13							13	25							25
埼玉県	227	43						1	42	80						1	79
千葉県	265	46							46	77						1	77
東京都	201	109	3					7	105	46							49
神奈川県	90	34							34	28			2	2			28
新潟県	166	8							8								55
富山県	69	5							5								16
石川県	73									12							12
福井県	88	6							6								15
山梨県	63	3							3							2	
長野県	138	7							7							1	
岐阜県	202	2							2							1	
静岡県	254	28						_	28	45						3	
愛知県	192	45						2	43	50						1	
三重県 滋賀県	168 98	17	1						17	35 21						1	34 21
京都府	66	5 6	- 1						6	13							13
大阪府	94	36	1					2	35	39							40
兵庫県	211	19							19	35							35
奈良県	165	6							6							1	23
和歌山県	73	U							0	12						'	12
鳥取県	65	5							5								6
島根県	65	5						3									10
岡山県	98	4							4								15
広島県	115	9							9							1	20
山口県	112	13						3			2					1	25
徳島県	135	2						1									25 25
香川県	116	7							7								8
愛媛県	165	6	5	2					13	20						1	
高知県	119									14						3	
福岡県	210	15			2			1	12	30						1	29
佐賀県	86	4							4								13
長崎県	88	8							8								15
熊本県	105	2							2	25							25
大分県	50	3							3								13
宮崎県	59	9							9								8
鹿児島県	137									24							24
沖縄県	68	8							8	18							18

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

								反玄	棄物燒刦	1炬		()	心政/	種類と	ָּע —־ ניכ	以下「	11/1/1/
					4t/l	以上		雉	米彻妣囚	* /y厂		2t.	/h以上·	~4t/h=	<b>卡満</b>		
41 40 -4-	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変後 (d2)	規 構 変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)		新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規構 表変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市 仙台市	11 22	11	2					2									8
さいたま市	18	10 11	3						13 13								3
千葉市	36	13							13								3
横浜市	58	27							27	4							4
川崎市	28	24							24								6
相模原市	14	7							7								1
新潟市 静岡市	46 42	12 6							12								10
浜松市	38	8							8								11
名古屋市	37	19							19								1
京都市	43	21							21	1							1
大阪市	29	26							26								7
堺市	28 23	15 15							15 15								3
神戸市岡山市	38	8							8							1	1
広島市	41	9							9								4
北九州市	30	19						2		3							3
福岡市	14	9							9								4
函館市 旭川市	6 10	3							3 2								1
青森市	24	6	2						8							4	1 2
盛岡市	20	3	_						3								2 1 2 3 3 2
秋田市	13	4						1		3							3
郡山市	17	4							4								
いわき市	19	15			1			1	13 7	5				1			6
宇都宮市	15 25	7							3								4
高崎市	23	3							3								
川越市	9	2							2	3							3 3 3
船橋市	11	8							8								2
相市 横須賀市	12 8	5 5							5 5								3
富山市	33	2	1						3								3
金沢市	24	7						2									4
長野市	16	3							3								1
岐阜市	16	5							5								6
豊橋市岡崎市	11 17	7							7		•						4
豊田市	14	4							4								3
大津市	13									7							7
高槻市	7	5							5								2
東大阪市	6	8							8								4
姫路市 尼崎市	26 12	11 7							11	10						1	3
西宮市	5	7							7							1	1
奈良市	21	4							4								
和歌山市	32	6							6								4
倉敷市	32 48	11							11	12						-	12
福山市 下関市	48 12	2							2								1
高松市	17	5							5								
松山市	26	8							8	3							3
高知市	24	3							3								1
久留米市 長崎市	14 16	3 4							3								
長崎市 熊本市	16	4							4								1
大分市	38	9							9								2
宮崎市	15	3							3	1							1
鹿児島市	27	4							4	2					<u> </u>		2
合 計	7419	1106	30	2	3	0	0	28	1107	1450	20	0	2	2 3	(	32	1439

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								10/4 3d5 H/W	(本土D/F)		(加巴	[[文]] 里:	親別·	시기다	旦川リン	17/3/3/
			2001	ra /h PI	L = .9+ /1	。土港		<b>角果物</b>	焼却炉		1.001- ~	/h P1 L	a .2001ra	/1。土、洼		
	22年	新設	200i 既設	g/h以」 規模	L~2t/] 規模	規模	廃止	23年	22年	新設	T00kg 既設	/h以上 規模	~200kg 規模	規模	廃止	23年
	度末施設数	<b>が</b> (b) 注2)	以以 (c) 注3)	変更前	変更後	未満 変更	(f)	度末施 設数	度末施 設数	利取 (b) 注2)	以以 (C) 注3)	変更前	変更後	未満 変更	無止 (f)	度末施設数
	(a)	,		(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-				(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-
11 24-24								e-f)								e-f)
北海道	114	4					3									80
青森県	32						1	31	52						3	
岩手県	28						4		69						1	
宮城県	31						2	29	51	2					2	
秋田県	47							47	21							21
山形県	28						2	26	61						2	
福島県	51	2					2	51	17							17
茨城県	75						6		202						7	
栃木県	48						4		80	1					10	
群馬県	42						2								1	
埼玉県	90						5		31							31
千葉県	76						9	67	140						4	
東京都	46							46	52						1	
神奈川県	31						1	30	36						4	
新潟県	60						1		67						4	
富山県	20						2	18							2	
石川県	25							25	44						1	
福井県	31						2		47						4	
山梨県	25						1	24	27						1	
長野県	70						4	66	58						6	
岐阜県	71	2	1				6		88						3	
静岡県	87						6	81	105						5	
愛知県	94						4	90	58	2					6	
三重県	61						2	59	87	1					8	
滋賀県	39	1					2	38	41						4	
京都府	29							29	35						1	
大阪府	44						1	43	22						1	21
兵庫県	72	2					3	71	112	1					3	110
奈良県	40							40	106	1					1	
和歌山県	34							34	35						3	
鳥取県	36						1	35	41							41
島根県	29						3								2	
岡山県	46						1	46	57						3	
広島県	55						5								5	
山口県	49	1					5		50						3	
徳島県	51	1					1		82						5	
香川県	28							28	64						2	
愛媛県	53		1				1	53	76	1					4	73
高知県	30						2	28	64	2						66
福岡県	53				2	!	4	51	90						2	88
佐賀県	45						1	44	43						3	40
長崎県	60						1	59	33						1	32
熊本県	43						6	37	41	1					2	40
大分県	19							19	18						1	17
宮崎県	20	1					3								2	
鹿児島県	48							48					İ		3	
沖縄県	32							32							1	28

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

### 表 I - 6 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

								廃棄物	焼却炉		()	NE IX	1年797	jij — <u>J</u>	X   J	1/1/1/
			200k	g/h以上	:~2t/l	n未満		//LZK-1//	194 M		100kg	/h以上·	~200kg	/h未満		
	度末施	(b)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	(b)	既設 (c) <sub>注3</sub> )	規模 変更 前 (d1)	規模 変 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	1							1	4							4
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	5							5		1						17
横浜市 川崎市	6 16	1						7 16	11 1						1	11
相模原市	9							9	3							3
新潟市	17						1	16	21						2	
静岡市	9						1	8		1					2	22
浜松市	21							21	18							18
名古屋市	3							3							1	16
京都市	10 9							10	15 4							15 4
堺市	5	1					1	5							2	12
神戸市	3						1	2	12						_	12
岡山市	30						1	29	16						1	15
広島市	31						2	29	12							12
北九州市	19			1			1	17	11				1			12
福岡市 函館市	5 3							5	5 3							5 3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3						1	2	14						1	13
盛岡市	6						1	5	10							10
秋田市	6							6								3
郡山市	1							1	7						1	
いわき市	6							6	3						1	2
宇都宮市	5 3	1						5 4	5 17						2	5 15
高崎市	5							5	7							7
川越市	2							2	3						1	2
船橋市	1							1	3							3
柏市	2							2	6						1	5
横須賀市 富山市	1							1	2						4	2
金沢市	10							10	16 8						1	15 8
長野市	11						1	10							1	6
岐阜市	5						1	4	6							6
豊橋市	4							4	4							4
岡崎市	6						1								1	
豊田市	3	1					1									4
大津市 高槻市	3							3 2	5 5							5 5
東大阪市	2						2		2							2
姫路市	6							6	13						3	
尼崎市	4						1	3	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市 倉敷市	10 19							10 19	14 5						4	10 5
福山市	14							19	31						1	
下関市	8							8	4							4
高松市	8							8	9							9
松山市	12							12	14						1	
高知市	3							3	18						_	18
久留米市 長崎市	3							3	7						1	5 6
熊本市	5	1						6	9						'	9
大分市	15							15	8						1	7
宮崎市	2						1	1	8							8
鹿児島市	13							13	11							11
合 計	2673	19	2	1	2	0	126	2569	3307	34	0	0	1	0	158	3184

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (9 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1							100 of 144	Jatr ±n Jer		( )//	以(里)	炽刀'」	八日日	旦村片	「「「「「」
			F.01	/1. D. L	1001	/1. 十.注		<b>於</b> 某物	焼却炉		E01	/1. 十.详	(0.5 m² J	л Г.)		
1	22年	新設	50kg/ 既設	規模	~100kg/ 規模	規模	廃止	23年	22年	北京ル	50kg/ 既設	h未満 規模	(0.5㎡) 規模	規模	廃止	23年
	度末施設数	材取 (b) 注2)	(C) 注3)	変更前	変更後	未満 変更	発工 (f)	度末施 設数	度末施 設数	新設 (b) <sup>注2)</sup>	(C) 注3)	変更前	成快 変更 後	未満 変更	廃止 (f)	度末施設数
	(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-				(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-
								e-f)								e-f)
北海道	19							19	11							11
青森県	9						1	8								8
岩手県	14						3		1							2
宮城県	12						2	10								5
秋田県	1							1								5
山形県	6						1								1	
福島県	15						1	14								9
茨城県	33						3								1	
栃木県	25						1	24							2	_
群馬県	16						1									2
埼玉県	83						9									13
千葉県	31	_					2	29	15						1	16
東京都	52	2					1	53	23						3	
神奈川県	17						2	15		1						4
新潟県	25						2									19
富山県 石川県	9						1									3
福井県	6 11						2	6							1	
山梨県	8							8							1	
長野県	14						2								1	6
岐阜県	50		1				4		11						2	
静岡県	37	1	ı				3									22
愛知県	27						3								1	
三重県	23						3	23							'	9
滋賀県	14						2								1	
京都府	6							6							<u>'</u>	J
大阪府	8							8							1	6
兵庫県	31							31	9						1	
奈良県	16							16								3
和歌山県	8							8								5
鳥取県	7						1									2
島根県	4							4								8
岡山県	5						1	4								6
広島県	16							16							3	1
山口県	22						1		9							9
徳島県	10							10	4						2	
香川県	16						1	15							1	
愛媛県	29	1					3	27	16						1	
高知県	15							15	4							4
福岡県	34						2	32	13							13
佐賀県	8							8	4	1					1	4
長崎県	3	1						4	4							4
熊本県	7							7	9						1	8
大分県	8							8								3
宮崎県	2							2								
鹿児島県	13							13								7
沖縄県	10							10	6						1	5

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

### 表 I - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

								廃棄物	焼却炉		()	他設位	土万尺人	),1 %	A  3	1.73.47
			50kg/	h以上~	~100kg/			,, L,/K 1/4	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		50kg/	h未満	(0.5m²,			
	度末施	(b)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-	度末施 設数	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-
+1 +=								e-f)								e-f)
札幌市 仙台市	3 1						1	1	2							2
さいたま市	6						2	4	3							3
千葉市	9	1					1	9								3
横浜市	29						2	27	5							5
川崎市	4							4	3							3
相模原市 新潟市	2							2	2							
静岡市	9							9	4							2
浜松市	3						2	1	1							1
名古屋市	9						1	8							1	
京都市	15						1	14	2							2
大阪市 堺市	7 6							7 6	2						1	1
神戸市	3							3	1						1	1
岡山市	2							2	2							2
広島市	1							1	2							2
北九州市	1						1		3							3
福岡市 函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4		L	L	L	L	<u>L</u>	4
盛岡市	2							2	5						2	
秋田市									1							1
郡山市いわき市	4							4		-	-		-			
宇都宮市	2						1	1	1							1
前橋市	3	1					1	3								
高崎市	7							7	3							3
川越市 船橋市	2							3	1						1	
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	8						1	7	2							2
金沢市長野市	7						1	6	1							1
長野巾 岐阜市	2							2	1							1
豊橋市	1							1	·							
岡崎市	6							6								
豊田市	3						1	2								
大津市 高槻市										-						
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市 奈良市							^		2							2
一	6						2	4	7						1	6
倉敷市	2							2							1	
福山市	4						1	3								
下関市									1							1
高松市 松山市	1							2								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2						2		1							1
大分市 宮崎市	1						1	1	4							4
B 児島市 鹿児島市	3							3	1							1
合 計	1063	7	1	0	0	0	77	994	456		0	0	0	C	33	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	11								1		(旭	設相			的坦	. / 竹	や万リノ
			J	廃棄物		⋾						î	合 計				
	0.5.4	Jan	HTT	小	計	De 110	·		-1 \"-		alayer on the	H-11	TH 7.75	TH 7.75	DH ***		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 (d1)	規模 変後 (d2)	規模 未変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-	事業場数注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 (d1)	規模 変後 (d2)	規未変(e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-
11.34.34		_					<u> </u>	e-f)	0.10	00.4	_						e-f)
北海道	265	8					4	269	212	284	8					4	288
青森県	134						6	132	105	137	4					6	135
岩手県	135	2					9	128	121	135	2					9	128
宮城県	133						7	145	118	136	19					7	148
秋田県	90						_	90	60	90						_	90
山形県	121	_					6	115	107	123	_					6	117
福島県	127						3	126	98	157	2					3	156
茨城県	416	2					17	401	344	459	2					19	442
栃木県	206						21	185	162	272						24	248
群馬県 埼玉県	128						4	124	100	139						4	135
	340 385						16 17	324 373	243	393	-					17	376
東京都		9					12	325	270	396	5 9					17 12	384
神奈川県	328 150	9		2	2		7	143	203 91	331 151	9		2	2		7	328 144
新潟県	232	4					7	229	171	248	-					7	246
富山県	89						5	86		128	5 2					6	124
石川県	88						1	87	84 74	89						1	88
福井県	117	1					9	109	91	136	1					11	126
山梨県	91	- 1					4	87	65	95	I					4	91
長野県	184						14	170	142	199						14	185
岐阜県	254		2				16	242	205	257	2	2				16	245
静岡県	324						17	309	270	394						19	378
愛知県	282	2					17	267	239	426	10					22	414
三重県	232	1					11	222	176	267	10					13	255
滋賀県	130	2					9	123	102	148	2					11	139
京都府	89						1	88	68	93						1	92
大阪府	156						5	153	101	175	2					5	172
兵庫県	278	3					7	274	218	290	3					7	286
奈良県	195						2	194	165	195	1					2	194
和歌山県	94						3	91	73	94						3	91
鳥取県	96						2	95	65	96	1					2	95
島根県	86						8	78	67	90						8	82
岡山県	133						4	129	99	136						4	132
広島県	173	1					14	160	117	178	1					14	165
山口県	167	6					13	160	118	184	7					15	176
徳島県	172	3					9	166	135	172	3					9	166
香川県	130						4	126	118	132						4	128
愛媛県	200	7	3				10	200	166	203	7	3				10	203
高知県	127						5	124			2					5	124
福岡県	235			2	2		10	225	216	260			2	2		10	250
佐賀県	117	1					5	113	90	122	1					5	118
長崎県	123						2	122	89	124	1					2	123
熊本県	127	1					9	119	116	155	1					10	146
大分県	64						1	63	51	65	1					1	65
宮崎県	73	1					5	69	60	74	1					5	70
鹿児島県	166	1					3	164	139	168	1					3	166
沖縄県	102						1	101	69	103						1	102

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	ı							-	1		(	施彭			一以	. TJ II	1/1/1/
			)		焼却り	-						1	合 計				
	22年	如此	HIĽ∌ru	小田塔	計	扫世	<b>序</b> 1.	0.07	事業	22年	新設	HIT∷≐n	相性	相性	扫世		00/5
	度末施	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更	規模 変更	規模 未満	廃止 (f)	23年 度末施	事業 場数	度末施	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更	規模 変更	規模未満	廃止 (f)	23年度末施
	設数	注	注	前	後	変更	(')	設数	注1)	設数	注	注	前	後	変更	(1)	設数
	(a)	2)	3)	(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c-		(a)	2)	3)	(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c-
	,			, ,	. ,	,		d1+d2-		,			, ,	, ,	, ,		d1+d2-
								e-f)									e-f)
札幌市	29						3	26	12	30						3	
仙台市	27	5						32	23	30						2	
さいたま市	30	2					2	30	18							2	
千葉市	50	1					1	50	38	52						1	52
横浜市	82	2					3	81	59	86						3	
川崎市	54							54	30	59							59
相模原市	22							22	14	22							22
新潟市	71						3		46							3	
静岡市	57						3	54	46	77						3	
浜松市	62						2	60	39	64						3	
名古屋市	56						3	53	41	75						3	
京都市	64						1	63	44	73						1	72
大阪市	53							53	36	65							65
堺市	44	1					4	41	34	56	1					4	
神戸市	37						1	36	23	37						1	36
岡山市	59						2	57	38	59						2	
広島市	59						2	57	42	61	1					2	
北九州市	56			1	1		4	52	41	68	1		1	1		4	65
福岡市	23							23	14	23							23
函館市	9							9	6	9					ļ		9
旭川市	12							12	10	12							12
青森市	36	2					6	32	24	36	2					6	
盛岡市	29						3	26	20	29						3	
秋田市	17						1	16	14	18						1	17
郡山市	18						1	17	17	18						1	17
いわき市	31			1	1		2	29	21	36			1	1		2	
宇都宮市	24	_					1	23	16							1	24
前橋市	30	2					3	29	27	33	2					3	
高崎市 川越市	27						2	27 11	23	27						2	27 12
	13						2		10	14						2	
船橋市 柏市	17						4	17	12	18						1	18 17
横須賀市	18						1	17 17	12 8	18						1	17
富山市	17 38	1					2	37	37	17 47	1					2	
金沢市	33	- 1					3	30	24	33	- 1					3	
長野市	22						2	20	16	22						2	
岐阜市	25						1	24	17	27						1	26
豊橋市	16						- 1	16	14	22					-	- '	20
岡崎市	26						2	24								2	
豊田市	17	1					2	16		51	1					4	
大津市	15							15	13	15					1	-	15
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	17	1					2	16	6		1					2	
姫路市	46	- '					4	42	34	78						4	
尼崎市	19						1	18	12	19						1	18
西宮市	11						- '	11	5	11							11
奈良市	28						2	26	22	29						2	
和歌山市	45						5	40	36	51						5	
倉敷市	52						1	51	37	70						1	
福山市	59						2	57	49	64						3	
下関市	16							16	14	28							28
高松市	24							24	18							1	25
松山市	38						1	37	26	39						2	
高知市	27							27	24	27							27
久留米市	20						2	18		23						2	
長崎市	18						1	17	16	18						1	
熊本市	22	1					2	21	17	22						2	
大分市	40						2	38	42	44						2	
宮崎市	16						1		15	16						1	15
鹿児島市	34							34	28	35						<u> </u>	35
合 計	10055	117	5	6	6	0	454	9723	7753	11050	131	5	6	6	0	485	•
	, ,,,,,							, , , _ •									

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

#### 表 I - 7 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (1)

(施設種類別・総括-都道府県別)

	-										(角	也段種	類別	<ul><li>総捏</li></ul>	一都	担付り しょうしん かいしょう かいかい かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	<b>卍万リ</b> )
事業権   2 2 年 新設   1 7 日本   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			n° N	プ゜(サルファ/	(トパルプ)	の製造の	用に供っ	ナる			カーハ゛イト゛ネ	生アセチレンの	の製造の	用に供す	るアセチレン	洗浄施設	i.
<ul> <li>北海道 6 16</li> <li>1 15 2 2</li> <li>7 1 1</li> <li>6 在発票 1 7</li> <li>7 1 1</li> <li>1 1 1</li> <li>1 1 1</li> <li>1 1 1</li> <li>1 1 1 1</li> <li>1 1 1 1 1</li> <li>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</li></ul>		数注2)	22年 度末施 設数	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止	度末施 設数 (a+b+c-		度末施 設数	(b)	(c)	ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)		度末施 設数 (a+b+c-
音楽県	11.75.74		40														
当年   日   日   日   日   日   日   日   日   日								1									
宮城県     2 6       林田県       山形県       福島県       茨城県     1 1 1       埼玉県     1 1 1       千葉県     1 1 1       千葉県     1 1 1       千葉県     1 1 1       東京都     1 1 1       新岡県     1 1 1       富山県     1 1 1       有田県     1 6       富山県     1 6       富山県     1 6       富山県     1 1 1       北京県     1 1 1       東京都県     1 1 1       炭草県     2 1 1       大田県     1 1 1       大										'	'						'
		2								1	1						1
山形県 福島県									0		· '						'
福島県 茨坂県																	
大坂府	福島県																
群馬県										1	1						1
埼玉県	栃木県									1	1						1
千葉県     1																	
東京都																	1
神奈川県										1	1						1
新潟県 1 2 2 1 1 1 6 6 6 6 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
富山県     1     2     1																	
石川県																	
福井県 山梨県 長野県 岐阜県 1 1 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		1	2						2	1	1						1
世																	
長野県   1																	
岐阜県     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     3																	-
静岡県       1       8       8       3       3         受知県       1       2       2       3       3       3         三重県       1       <		1	1						1								
愛知県     1     2     3     3       三重県     1     1     1     1       滋賀県     7     1     1     1     1       京都府     1     1     1     1     1       大阪府     1     1     1     1     1       兵庫県     1     1     1     1     1       高坂県     1     1     1     1     1       島根県     1     1     1     1     1       広島県     2     4     1     3     2     2     2       山口県     1     2     2     2     2       香川県     2     2     2     2       愛媛県     2     7     1     8     8       高知県     1     1     1     1     1       長崎県     1     1     1     1     1     1       寛崎県     1     1     1     1     1     1     1       寛崎県     1		1															
三重県     1       滋賀県     1       京都府     1       大阪府     1       兵庫県     1       八藤県     1       和歌山県     1       鳥取県     1       島根県     1       1     1       岡山県     1       広島県     2       4     1       高加県     1       1     2       愛媛県     2       7     1       高加県     1       福岡県     1       佐賀県     1       長崎県     1       京崎県     1       1     1       京崎県     1       2     2       慶児島県     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1		1									3						3
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1									Ů						-
京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 島根県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
兵庫県     1										1	1						1
奈良県       和歌山県       4       4       8       4       8       8       8       1 </td <td>大阪府</td> <td></td>	大阪府																
和歌山県 鳥取県 島根県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1	1						1	1	1						1
鳥取県     1     4       島根県     1     1       岡山県     1     1       広島県     2     4       山口県     1     2       近島県     1     2       香川県     2     2       愛媛県     2     7       高知県     3       福岡県     1     1       佐賀県     1     1       長崎県     1     1       寛崎県     1     1       宮崎県     1     2       寛崎県     1     1       寛崎県     1     2       寛崎県     1     1       東児島県     1     1       1     1     1																	
島根県     1																	<u> </u>
岡山県     1																	ļ
広島県     2     4     1     3     2     2     2       山口県     1     2     1     3     3       徳島県     1     2     2     2       香川県     2     2     2       愛媛県     2     7     1     8     8       高知県     1     1     1     1     1       佐賀県     1     1     1     1     1     1       長崎県     1     1     1     1     1     1       宮崎県     1     2     2     2     2     2       鹿児島県     1     1     1     1     1     1		1	1						1								
山口県     1     2     1     3     3       徳島県     1     2     2     2     2     2       香川県     2     <		_							_								
徳島県     1     2								1									
香川県     2     2       愛媛県     2     7     1       高知県     1     1     1       福岡県     1     1     1       佐賀県     1     1     1       長崎県     1     1     1       熊本県     1     1     1       大分県     2     2       宮崎県     1     2     2       鹿児島県     1     1     1										1	3						3
愛媛県     2     7     1     8       高知県     1     1     1       福岡県     1     1     1       佐賀県     1     1     1       長崎県     1     1     1       熊本県     1     1     1       大分県     2     2       宮崎県     1     2     2       鹿児島県     1     1     1		1	2						2	2	2						-
高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       長崎県       1       東京県       1       1       1       1       2       東児島県       1       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2 </td <td></td> <td>2</td> <td>7</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> </td>		2	7	1					0								
福岡県     1 1 1       佐賀県     1 1 1       長崎県     1 1 1       熊本県     1 1 1       大分県     2       宮崎県     1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				'					0								<del>                                     </del>
佐賀県       長崎県       熊本県     1       1     1       大分県     2       宮崎県     1       1     2       鹿児島県     1       1     1       1     1       1     1										1	1						1
長崎県 熊本県     1     1     1     1       大分県 宮崎県     1     2     2       鹿児島県     1     1     1     1										<u> </u>	<u>'</u>						<del>                                     </del>
熊本県     1     1     1       大分県     1     2     2       庭崎県     1     2     2       鹿児島県     1     1     1										1	1						1
大分県       宮崎県     1       鹿児島県     1       1     1		1	1						1								
鹿児島県 1 1 1 1 1																	
	宮崎県	1	2						2								
沖縄県 1 1 1		1	1														
	沖縄県									1	1						1

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (1b)

(施設種類別・総括-政令市別)

			+ T414 °	\° /\-	1 00 \	y ) 1 months -	r.C.				()IE IX	(1里共)	<b>列・</b> 統	v1口	以口	11/0/1/
		パル	<i>ヷ</i> ゜(サルファ	<b>イトパルプ</b> ゙	トパルプ) ス )の製造の }物による	用に供っ	する			カーハ゛イト゛	法アセチレン・	の製造の	用に供す	るアセチレン	洗浄施部	Ľ
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)
札幌市										1						
仙台市																
さいたま市 千葉市									1	1						1
横浜市									1							3
川崎市																-
相模原市 新潟市	1	3	1					3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市 名古屋市									2	5						5
京都市																
大阪市																
堺市 神戸市									2	2	!					2
岡山市		1														1
広島市									1	1						1
北九州市 福岡市									2	2	!					2
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市 盛岡市																-
秋田市	1	1 1						1								
郡山市																
いわき市 宇都宮市																-
前橋市																
高崎市																
川越市 船橋市		1														+
柏市																†
横須賀市																
富山市 金沢市																-
長野市																
岐阜市																
豊橋市岡崎市																+
豊田市																
大津市																-
高槻市 東大阪市		1														-
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市 奈良市	1			1						1						1
和歌山市									1	1						1
倉敷市 福山市	-	-		1						-		1				1
下関市	t									t						1
高松市																
松山市 高知市	-	-		1						-		1				1
人留米市	1			1								1				1
長崎市																
熊本市 大分市	-								1	1		1				1
宮崎市	1								1	1 1 1		+			-	<del>  1</del>
鹿児島市																
合 計	29	76	1	(	0	0	2	75	40	55	(	) (	0	0	C	55

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (2a)

(施設種類別・総括-都道府県別)

	,									(//)	U DX 11里	大只刀"	• 総招	4日)	<b></b> 担付り	〒 クリノ
		硫酸	かりウムの象	製造の用り	に供する原	廃力 ス洗汽	争施設			アルミナギ	裁維の製	造の用に	二供する原	発力 ス洗汽	施設	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																1
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県					_											
福島県					_											
茨城県																
栃木県	<b>_</b>	<b>.</b>	1		_											-
群馬県	₽	<b>!</b>	1	+	4			1	<b>!</b>	<b>!</b>		1	1	1	1	4
埼玉県	1															1
千葉県 東京都	-			-	-				1	3						3
神奈川県	-			-	-											-
新潟県	1			+					1	13						13
富山県	+	1		_	+				'	13						13
石川県	1			+	+											-
福井県	1			+	+											1
山梨県	1	l		+	+											+
長野県	1			+	+				1	2						2
岐阜県	1			+	+											<del>                                     </del>
静岡県		İ		1	1				1	2						2
愛知県				-												
三重県																
滋賀県																
京都府																1
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県					_											
島根県	1															
岡山県																
広島県					_											
山口県	+	1	1	+	+	1	1	}	1	-		1	1	1	1	+
徳島県	1	1	1	+	+					_						+ -
香川県	1	1		+	+				1	2	1					3
愛媛県 高知県	1	1		+	+											1
福岡県	1	1	1	+	+				1	1			1			+
佐賀県	+	1	1	+	+											+
長崎県	1		1	+	+											+
熊本県	1		1	+	+											+
大分県	1	1	1	+	+											+
宮崎県	1	1	1	+	+											+
鹿児島県	+	<del>                                     </del>		+	+											+
沖縄県	1	<b>†</b>	1	+	+											+
1117/电灯			1	1	11	1	1	1			1	Ť.	II.	Ť.	i	

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (2b)

(施設種類別・総括-政令市別)

I											()地取	1生积/	טאן נינ	v.1口	<b>蚁</b> 令 「	11/0/1/
		硫酸	かりウムの製	造の用に	こ供する原	発力 ス洗剤	4施設			アルミナ	繊維の製	造の用に	二供する原	窓ガス洗汽	施設	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>		法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市 千葉市																1
横浜市																
川崎市																
相模原市 新潟市																
静岡市																<del>                                     </del>
浜松市																
名古屋市 京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市岡山市					1											+
広島市																<u> </u>
北九州市																
福岡市 函館市																-
旭川市																+
青森市																
盛岡市																
秋田市 郡山市																-
いわき市																+
宇都宮市																
前橋市 高崎市																-
川越市																+
船橋市																
柏市																-
横須賀市 富山市																+
金沢市																
長野市																1
岐阜市 豊橋市																1
岡崎市																
豊田市																
大津市 高槻市		-								-						<del>                                     </del>
東大阪市																-
姫路市																
尼崎市		<b>!</b>								<del>                                     </del>						
西宮市 奈良市																+
和歌山市																
倉敷市																<del>                                     </del>
福山市 下関市		1								1						<del>                                     </del>
高松市									1							<del>                                     </del>
松山市																
高知市 久留米市		-								-						-
長崎市																<del>                                     </del>
熊本市																
大分市																1
宮崎市 鹿児島市		1							-	1						+
合 計	0	0	0	) (	0	0	0	0	5	22	2 1	0	0	0	0	) 23

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (3a)

(施設種類別・総括-都道府県別)

										())	巴以但	块刀	<ul><li>総招</li></ul>	コー印	理 かりり	六カリノ
	1	担体付き角 ガス			こ供する炉 のうち廃り			<u></u> る	4	塩化ビニルモ	パーの製	造の用に	 供するニ	塩化エチレ	 ツ洗浄施	—— 設
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																1
茨城県									1	9						9
栃木県	1															1
群馬県	1	<del>                                     </del>	1	-	1				-	<del>                                     </del>		1			-	+
埼玉県 千葉県	1	2	-					2	1	<del>                                     </del>		1				+
東京都	<u>'</u>															+
神奈川県	1	2						2								+
新潟県	i '	_						_								+
富山県																1
石川県	İ															1
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																<del>                                     </del>
京都府	1															<del>                                     </del>
大阪府 兵庫県									1	4						4
奈良県									'	-4	1					+
和歌山県																+
鳥取県																+
島根県	1															1
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県												1				<b></b>
愛媛県	1											1				
高知県	<b>!</b>	-								-						₩
福岡県	1	<del>                                     </del>	1	-	1		1		-	<del>                                     </del>		1			-	+
佐賀県 長崎県	1	1								1						+
だ呵乐 熊本県	1															+
大分県																+
宮崎県	1											1	1			+
鹿児島県	t	1								1		1				+
沖縄県	1															1

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (3b)

(施設種類別・総括-政令市別)

	ı										(ルルド)	、作出大只力	別・統	7.1口	以下「	11/0/1/
	1	担体付き角 がス			こ供する嬢 のうち廃り			る	ţ	塩化ビニルモ	リマーの製	造の用に	供するこ	上塩化エチル	<b>沙洗浄施</b>	設
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sub>注4</sub> )	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sub>注5)</sub>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c f)
札幌市																+
仙台市																
さいたま市 千葉市																-
横浜市																-
川崎市																1
相模原市																
新潟市	1	2						2								_
静岡市 浜松市																1
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市 堺市																-
神戸市																1
岡山市																1
広島市																
北九州市																
福岡市 函館市																-
旭川市		t								t						+
青森市																
盛岡市																
秋田市																-
郡山市いわき市																+
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																-
川越市 船橋市																-
柏市																1
横須賀市																
富山市																
金沢市 長野市																+
岐阜市																-
豊橋市																
岡崎市																
豊田市 大津市																-
高槻市																1
東大阪市																
姫路市		1								1						<del>                                     </del>
尼崎市 西宮市					1			-								+
奈良市		1						1								1
和歌山市																
倉敷市									1	4	ļ ļ					1
福山市 下関市		<del>                                     </del>			-			-		-			-			+
高松市													1			+
松山市																
高知市																
久留米市								<u> </u>					-			-
長崎市 熊本市		1						1	1							+
大分市																1
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	4	7	1 (	0	0 0	0	0	7	6	32	2	) (	0	C	C	)

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (41)

(施設種類別・総括-都道府県別)

	1									())	也政性	大人のリ	• 総招	1 110.	旦刑员	六万17
		カフ゜ロラ :	クタムの製 シクロヘキサンク	造の用に 分離施設	.供する研 、廃ガス	流酸濃縮加 洗浄施記	施設、 3			クロロヘン			ゼンの製 ガス洗浄		供する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県 福島県	1															<b>├</b>
施局県 茨城県																
栃木県		<del>                                     </del>											<del>                                     </del>			<b> </b>
群馬県	1	1						1		1			1			1
埼玉県	1	1						1		1						1
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	1															<b>├</b>
山梨県 長野県																
岐阜県	1	1														<del>                                     </del>
静岡県																1
愛知県	1	5						5								
三重県								_								
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県	-	-											-			<b></b>
鳥取県 島根県	1												1			<del> </del>
岡山県	1	1						-					1			<del>                                     </del>
広島県		<del>                                     </del>											<del>                                     </del>			<b> </b>
山口県													1			1
徳島県	Î															
香川県	Ì															
愛媛県																
高知県																
福岡県																<u> </u>
佐賀県													1			<u> </u>
長崎県	<b>.</b>	<b></b>					1						1			<b>_</b>
熊本県	1												1			<b>├</b>
大分県 宮崎県	1	1			1					-		1	-			<del>                                     </del>
B 附県 鹿児島県	-	1											-			┼──
	1							<b> </b>					+			<del>                                     </del>
1117/电灯		•	1	1	i .	1	i .	i			1	ii.	1	i .	1	1

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (4b)

(施設種類別・総括-政令市別)

	1								I		(旭以	1里大只/	<b>训•</b> 統	V1口	以下	11/0/1/
					二供する研 二、廃ガス					1pp^*)			センの製 ガス洗浄		供する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>		廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市 千葉市																-
横浜市																
川崎市 相模原市																-
新潟市																<del>†</del>
静岡市																
浜松市 名古屋市		<u> </u>														-
京都市																
大阪市																
堺市 神戸市																+
岡山市																
広島市 北九州市																-
福岡市																<del>†</del>
函館市																
旭川市 青森市																-
盛岡市																
秋田市																
郡山市いわき市									1	2	)					2
宇都宮市																
前橋市																-
高崎市 川越市																
船橋市																
柏市 横須賀市																-
富山市																
金沢市																<b>↓</b>
長野市 岐阜市																-
豊橋市																
岡崎市 豊田市		<u> </u>														1
大津市																1
高槻市																
東大阪市 姫路市																-
尼崎市																
西宮市																
奈良市 和歌山市																
倉敷市																
福山市 下関市		-	1	1				-							-	1
高松市																1
松山市																
高知市 久留米市		-														
長崎市																
熊本市																$\bot$
大分市 宮崎市																1
鹿児島市																
合 計	1	5	i (	) (	0 0	0	0	5	1	2	2 0	0	0	0	C	) 2

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (5a)

(施設種類別・総括-都道府県別)

	1									(7)[	2 HX 13	(XX/1/1)	* 形态1片	1 10	<u> </u>	173.17
					ムの製造の 及び廃え					2, 3-			ツの製造 発ガス洗		する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	瀬法へ	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	İ															
岩手県	İ															
宮城県	İ															
秋田県	İ															
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県				-												1
島根県	<b>!</b>			-												-
岡山県	<b>!</b>			-												₩
広島県	<b>!</b>	-		1												1
山口県	1			+				1								
徳島県	<b>!</b>	-		1												
香川県	<b>!</b>	-		1												
愛媛県	1	1		1	1			1		1						1
高知県	1	1		1	1			1		1						+
福岡県 佐賀県	+	-	-	+	1			-	-							+
	1			1												+
長崎県				-												+
熊本県	1															+
大分県	1			1												$\vdash$
宮崎県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-		1	1			+
鹿児島県				-												<del>                                     </del>
沖縄県								<u> </u>								

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (5b)

(施設種類別・総括-政令市別)

															<b>蚁</b> 令 「	11/0/1/
					ルの製造の と及び廃れ					2, 3-			ンの製造 発ガス洗		する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>		法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>		法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市										1						
仙台市 さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市 相模原市																
新潟市																
静岡市 浜松市																
名古屋市																
京都市大阪市																
堺市																
神戸市岡山市			1													<u> </u>
広島市		1	1						<b>l</b>	1						1
北九州市																
福岡市 函館市																-
旭川市																
青森市 盛岡市																
秋田市																
郡山市いわき市																<u> </u>
宇都宮市																
前橋市																
高崎市 川越市																
船橋市																
柏市 横須賀市																
富山市																
金沢市 長野市																
岐阜市																
豊橋市 岡崎市																
豊田市																
大津市 高槻市																
東大阪市		1														1
姫路市																
尼崎市 西宮市			1							1						1
奈良市																
和歌山市 倉敷市			1							-						
福山市																
下関市 高松市		-	-							-						<u> </u>
松山市																
高知市 久留米市			1													<u> </u>
長崎市		1								l						1
熊本市																
大分市 宮崎市		1	1							1						1
鹿児島市																
合 計	1	3	3 (	) (	0 0	0	0	3	1	3	3 0	0	0	0	C	) 3

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

## 表 I - 7 (6a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (1)

(施設種類別・総括-都道府県別)

	還	元誘導体	分離施設	と、ニトロ化	こ供するこ ご誘導体洗	浄施設、	還元誘	導体		アルミニウムン溶解炉又	スはその は乾燥炸	合金の 戸から発	・ 下ご打口 製造の用に 生するガ	_供する! スを処理	音焼炉、 !する施記	
	事業場数注2)	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	小洗浄施記 瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>		廃止	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	2 2年 度末施 設数 (a)	か脱ガン 新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	設及び湿: 瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から	廃止	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	4					1	3
群馬県										Ï						
埼玉県						Ì	Ì		1	1					Ì	1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県									4	10					5	5
石川県																
福井県									2	5						5
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	1						1
静岡県									5	18						18
愛知県									2							3
三重県									1							2
滋賀県									3							4
京都府									Ť							<u> </u>
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県	1	1			1	1		1	1	I		1	1		1	1
広島県			1					1								1
山口県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
徳島県						Ì	Ì								Ì	
香川県	1	1	1					1	1	1		1				1
愛媛県	1	7	1					7	1	1		1				1
高知県																1
福岡県	1	1	1					1	1	1		1				1
佐賀県	1					Ì	Ì								Ì	
長崎県																1
熊本県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
大分県			1					1								1
宮崎県	1	1							1	1						<b>†</b>
鹿児島県	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1		1	1
沖縄県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
11/1-071	1		1			1	1	1			1	1		1	1	1

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (6b)

(施設種類別・総括-政令市別)

事業場 2 2 年 新設 度末施 (b) (c) 総4 (d) (d) (d2) 総5 (e3) (d1) (d2) 総数 (a3) (a3) (a3) (a3) (a3) (a3) (b3) (b3) (b3) (b3) (b3) (b3) (b3) (b	法へ (f) 度末施
仙台市 さいたま市	2) (a+b+c
さいたま市       千葉市         (投)       (大阪市)         (日本)       (日本)         (日本) <td></td>	
千葉市 横浜市       2         川崎市 相模原市       1         新潟市 静岡市 浜松市       1         名古屋市 現市       1         場市       1         場市       1         場市       1         場市       1         場市       1         地口市 協園市 園館市       1         地川市 青森市 盛岡市 秋田市       1         秋田市 野山市       1         市橋市 高崎市       1	
川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 1 8 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 函館市 ・	
相模原市       新潟市       静岡市       浜松市       名古屋市       京都市       大阪市       堺市       神戸市       岡山市       広島市       北九州市       福岡市       函館市       旭川市       青森市       盛岡市       秋田市       郡山市       いわき市       宇都宮市       前橋市       高崎市	2
新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 随館市 旭川市 青森市 盛岡市 秋田市 郡山市 シショウ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
浜松市     名古屋市     1 8       京都市     1 6       大阪市     サ市       神戸市     1 6       岡山市     1 6       広島市     1 7       北九州市     1 7       福岡市     1 7       政館市     1 1 1       本田市     1 1 1       郡山市     1 1 1       野山市     1 1 1       市橋市     1 1 1       高崎市     1 1 1	
名古屋市     1 8       京都市     1 6       大阪市     1 6       堺市     1 7       神戸市     1 7       岡山市     1 8       広島市     1 7       北九州市     1 8       福岡市     1 8       政館市     1 1 1       藤岡市     1 1 1       秋田市     1 1 1       郡山市     1 1 1       宇都宮市     1 1 1       高崎市     1 1 1	
大阪市 堺市 押戸市 回山市 広島市 北九州市 福岡市 函館市 地川市 青春市 盛岡市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 においる においる においる においる においる においる においる においる	
堺市       神戸市       岡山市       広島市       北九州市       福岡市       函館市       旭川市       青森市       盛岡市       秋田市       郡山市       いわき市       宇都宮市       前橋市       高崎市	
神戸市       岡山市       広島市       北九州市       福岡市       随館市       旭川市       青森市       盛岡市       秋田市       郡山市       いわき市       宇都宮市       前橋市       高崎市	
広島市       北九州市       福岡市       函館市       旭川市       青森市       盛岡市       秋田市       郡山市       いわき市       宇都宮市       前橋市       高崎市	
北九州市       福岡市       函館市       旭川市       青森市       盛岡市       秋田市       郡山市       いわき市       宇都官市       前橋市       高崎市	
図館市   旭川市   青森市	
旭川市 青森市 盛岡市 秋田市     1     1       郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市     1     1	
青森市       盛岡市       秋田市       郡山市       1       郡山市       いわき市       宇都宮市       前橋市       高崎市	
秋田市     1     1       郡山市     1     1       いわき市     1     1       宇都宮市     1     1       前橋市     1     1       高崎市     1     1	
郡山市       いわき市       宇都宮市       前橋市       高崎市	
いわき市       宇都宮市       前橋市       高崎市	
前橋市 高崎市	
高崎市	
川越市	
<u> 船橋市</u>	
横須賀市	
富山市       金沢市	
長野市	
岐阜市	
<u>豊橋市</u>	
豊田市 1 1	
大津市	
東大阪市	
<b>姫路市</b> 1 2 2	
尼崎市	
奈良市	
和歌山市	
<u> 倉敷市                                   </u>	
下関市 1 1 1	
高松市	-
松山市       高知市	
久留米市	
長崎市	
大分市	
宮崎市	
鹿児島市     1     7     0     0     0     0     7     32     80     0     0     0	

- 合計
   1
   7
   0
   0
   0
   0
   7
   32
   80
   0
   0
   0
   0

   注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

   注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

## 表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (1)

(施設種類別・総括-都道府県別)

									1	()/J	以び作	块刀	• 総招	네타	<b>担</b> /打り	ベクリ/
					二供する料 及び湿式集				担	体付き触 ろ過			回収の用 :及び廃力			うち
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	8						8								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県	<u> </u>															
福島県	1	4						4								-
茨城県																
栃木県 群馬県	-															+
埼玉県	1			1	+				4	50	2				3	3 49
千葉県									4	50						49
東京都																+
神奈川県	1								1	9						9
新潟県																<del> </del>
富山県	1	1						1								1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	192	3				3	192
愛知県	1	1						1								
三重県	1															1
滋賀県	1					1	Ì									
京都府 大阪府	-															-
兵庫県																+
奈良県	-															+
和歌山県	1															+
鳥取県	1			1					l							<b>†</b>
島根県	1	1								1						1
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1		1				1					1			<b>↓</b>
高知県	<u> </u>			1				ļ								₩
福岡県	<del>  1</del>	7		1	-			7					1	1	1	—
佐賀県	1			1												+
長崎県 熊本県	1			+												₩
大分県	1			+					1							+
	1		1	+					1							+
鹿児島県	1			+				<u> </u>								+
沖縄県	1			+												+
1:1://电/71		•	1	ii.	1		1				1	1	II.	Ť.	1	1

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (7b)

(施設種類別・総括-政令市別)

数										1		()地段	1里大只/	列・統	7]口	以口	11/0/1/
数										担							うち
価合市		事業場 数 <sup>注2)</sup>	度末施 設数	(b)	(c)	ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)		度末施 設数 (a+b+c-	事業場 数 <sup>注2)</sup>	度末施 設数	(b)	(c)	ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)		23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
武公之ま市	札幌市																+
																	1
横连市 川崎市 招應原市 新岡市 孫與市 中海市 日																	+
相様原介 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一																	
新语古																	1
静岡市 底を市 東市 場下市 場下市 関山市 広島市 起川市 電岡市 超川市 電岡市 地川市 電岡市 都山市 かりき市 1 6 6 6 7 平都宮市 前橋市 前橋市 前崎市 第山市 中市 東京市 日 第山市 中市 東京市 日 第山市 中市 東京市 日 第山市 東京市 日 第山市 中市 東京市 日 第山市 東京市 日 東京市 日 第山市 東京市 日 第山市 東京市 日 第山市 東京市 日 東京市																-	
名古屋市	静岡市																
京都市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 福岡市 福川市 青森市 金岡市 秋田市 秋田市 新田市 新田市 新館市 1 6 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9																	
大阪市			l														+
神戸市	大阪市																
開山市 広島市 北九州市 福岡市 園館市 地川市 青森市 空間市 秋田市 郡山市 いわき市 1 6 6 6 9 9 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9																	
広島市   北九州市   福岡市   田市   田市   田市   田市   田市   田市   田市																	+
福岡市   16   16   16   17   17   18   18   18   18   18   18	広島市																
顾館市 旭川市																	<u> </u>
旭川市   青森市																	+
盛岡市   秋田市	旭川市																
秋田市 郡山市 1 6 6 6 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8																	
郡山市 いわき市 1 6 で都官市 前橋市 高崎市 川越市  系橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 圏橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 鹿路市 1 16 尼崎市 西宮市 奈良市 石駅市 石房市 西宮市 奈良市 和歌山市 カ歌山市 カ歌山市 カ歌山市 カ歌市 石島 東市 石島 東市 石島 東市 西宮市 カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー			l														+
宇都宮市         前橋市           高崎市																	
前橋市 高崎市 柏市 柏市 横須賀市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 豊橋市 豊橋市 豊橋市 東大摩市 東大阪市 死路市 1 16 16 16 16 尼崎市 西宮市 奈良市		1	6	i					6								<b>↓</b>
高崎市 川越市 船橋市 柏市 機須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 姫路市 「 1 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 1																	-
船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 延路市 1 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 17 1 16 16 17 1 16 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	高崎市																
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##																	
横須賀市   富山市   富山市   金沢市   長野市   世阜市   世阜市   世島市   世市   世																	-
金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 同崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 東大阪市 東大阪市 町宮市 奈良市 和歌山市 倉敷市 看観市	横須賀市																
長野市       岐阜市       豊橋市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市     16       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下岗市       高松市																	<u> </u>
岐阜市       豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市     1       佐路市     16       尼崎市       西宮市     京良市       和歌山市     1       倉敷市     1       福山市     1       下関市     1       高松市     1			1														+
岡崎市       豊田市       大津市       高根市       恵大阪市       姫路市     1       尾崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市	岐阜市																
豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市     1       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市																	<u> </u>
大津市 高槻市 東大阪市     16       庭路市 匠宮市 奈良市     16       西宮市 奈良市     10       和歌山市 倉敷市 福山市 下関市 高松市     10																	+
東大阪市       姫路市     1     16     16       尼崎市     16     16     16       西宮市     16     16     16       西宮市     16     16     16       奈良市     16     16     16       奈良市     16     16     16       奈良市     16     16     16       布取山市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16	大津市																
姫路市     1     16     16       尼崎市     16     16       西宮市     16     16       奈良市     16     16       布敷山市     16     16       倉敷市     16     16       福山市     16     16       下関市     16     16       高松市     16     16       17     16     16       18     16     16																	<del></del>
尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市		1	16	i					16		1						+
奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市	尼崎市																
和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市																	<del></del>
倉敷市       福山市       下関市       高松市																	$\vdash$
下関市 高松市	倉敷市																
高松市																	<del></del>
											1						$\vdash$
松山市	松山市																
高知市																	1
久留米市        長崎市			<b></b>		1				-	<b>-</b>	<del>                                     </del>						+
熊本市	熊本市				L	L	L		L						L		L
大分市	大分市																1
宮崎市			-														<del>                                     </del>
合計 8 44 0 0 0 0 0 44 7 251 5 0 0 6		8	3 44	. (	) (	0 0	0	0	44	7	251	5	0	0	0	6	6 250

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

## 表 I - 7 (8a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (1)

(施設種類別・総括-都道府県別)

1												(施	設 種	類別·	総括	i一都,	<b></b>	表別 <i>)</i>
			廃棄物	勿焼却炉	「に係る層	をガス洗	浄施設、	湿式集	じん施設	及び灰の駅	片留施設*	であって	汚水又	は廃液を	排出する	るもの		
					拖設、 酒									での貯留が				
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	瀬法へ	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>		23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	21	45	4						49	8	13							13
青森県	18	52							52	1	1							1
岩手県	4	4							4									
宮城県	1	6						1										
秋田県	2								3	5	7							7
山形県	8							6		9	8	1						9
福島県	8	25						2		19	27							27
茨城県	36	71						2		13	18						1	
栃木県	2							1	3	5	6							6
群馬県		3			1			<del>                                     </del>		6 21	6			1		1	1	6 42
埼玉県	60	143						7			41	2					1	
千葉県 東京都	34 35	88 138		2	1			4		15 18	37 94	1	1	1			1	37 95
神奈川県	15	57	0						57	7	17	2					<u> </u>	19
新潟県	18								23	16	21							21
富山県	7	25							25	2	5							5
石川県	4								5	5	6							6
福井県	10	27						1			8							8
山梨県	3	8						3		4	4							4
長野県	27	77						5			24							24
岐阜県	28	39	1					4			27							- 27
静岡県	40	63						5		3	12						1	11
愛知県	30	53						3		17	22						1	
三重県	17	34						2		7	9							9
滋賀県	3	9							10	1	2							2
京都府	5								8	7	11							11
大阪府	35	102							102	2	29							29
兵庫県	21	45			2			1	44	28	30			1				31
奈良県	16	26						3	23	6	10						1	
和歌山県	3	4						1	3	13	16							16
鳥取県	6	12							12	10	21							21
島根県	15	25						5	20	3	3							3
岡山県	12	17							17	6	12							12
広島県	9	17						2		4	5							5
山口県	22	50						1	_	1	2							3
徳島県	16	37						6		6	8							8
香川県	11	16							16	7	13							13
愛媛県	7	16						2		2	2							2
高知県	7	9							9									
福岡県	24	47						2		9	16							16
佐賀県	7	13						2		5	5							5
長崎県	9	15							15	6	8							8
熊本県	4	6							6	2	3						-	3
大分県																		<del> </del>
宮崎県	1	1		1	1				1	1	1	-		1	1			1
鹿児島県								-			_	-					1	+
沖縄県	17	26							26	6	6							6

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

# 表 I - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政会市別)

			技术 素な. A	物体却ル	になる。	気折っ近い	4 体 犯	湿才生	じん施設	B7KIDのF				種類別			以行	口为リノ
-					を設、 造			<b>亚</b> 八果	しん旭政	Z COPC (O)	17留 他 改	じめつ(		でい 野留力		2 P W		
	,,,	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) 注4)	瀬法から法へ		規模未満変更	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>		23年 度末施 設数 (a+b+c f)
札幌市	1	9							9	3								1
仙台市 さいたま市	4 2	16 5		5					21 5	7 5			_					
千葉市	5	18							18	2	11							1
横浜市 川崎市	4 13	16 34							16 34	4 5	22 5							2
相模原市	10	24							24	3	7							
新潟市	6	9							9									
静岡市 浜松市	5 4	12							7 12	2	1							
名古屋市	5	24							24	1	4							
京都市 大阪市	8 12	17 33							17 33		6 13							1
堺市	2	4						2	2	6	9							
神戸市岡山市	10	12 11						1	11 11	2	5 4							
広島市	16	37						2	35	1	9							
北九州市 福岡市	8	31 17						2	29	7	59 5							5
函館市																		
旭川市 青森市	3	3							3	2	3	1						2
盛岡市	1	2							2		1						,	
秋田市 郡山市	3	9							9	1 2	2							1
いわき市	7	24							24									
宇都宮市	5	13							13	0	5							
前橋市 高崎市	1	1							3	2	7							
川越市	3	5						1	4	2	4							
船橋市 柏市										2	2							
横須賀市	3	13							13	1	5							
富山市 金沢市	4	8 5							8 5	1	1							
長野市	4	10						1	9	1	1							
岐阜市 豊橋市	4	4							3	3	4							
岡崎市	2	3							3		3							1
豊田市 大津市	2 1	4							3	1	5 1							1
高槻市	2	12							12	,	3							1
東大阪市 姫路市	6	12 19						3	10	2	13							1
尼崎市	6	20						1		3	4							
西宮市 奈良市	1	2							2	3	3							
宗良巾 和歌山市	3	4							4	2								
倉敷市	12	34							34	3								
福山市 下関市	6	12							12	3	5							
高松市	3	3							3		2							
松山市 高知市	2	4							4		2							
久留米市	2	2							2	1	1							
長崎市 熊本市	4	6							6	2	2							
大分市	4	17							17		2							
宮崎市 鹿児島市		2						-	2	1 2	1							
成児島市 合 計	904	2110	20	) 2	2	0	0	93	2039				1	1 1	(	) (	) 1:	

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (9a)

(施設種類別・総括-都道府県別)

-	п									1	()IEIX	门里苏	(7).1	7亿1白	사기다	旦川リン	<b></b> 宋月17
	廃	逐棄物焼却 灰の貯む			て汚水又	は廃液を	式集じん 建井出する		び	F	廃PC CB汚染物			理物の分 物の洗浄力			i設
					小 計												
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	29	58	4						62	1	3	2					, 5
青森県	19	53							53		J						<b>—</b> `
岩手県	4	4							4		l						+
宮城県	1	6						1	5		l						+
秋田県	7	10							10		l						+
山形県	17	22	1					6			26						26
福島県	27	52						2	50								<u> </u>
茨城県	49	89						3	86								1
栃木県	7	10						1	9								1
群馬県	. 8							·	9								1
埼玉県	81	184	2					8	178								+
千葉県	49	125	_					4	121								1
東京都	53	232	9	3				7	237	1	3						<b>†</b> ;
神奈川県	22	74							76		<u> </u>						1
新潟県	34	44	_						44		1					1	1
富山県	9								30		<u> </u>						+
石川県	9	11							11								1
福井県	15	35						1	34		l						1
山梨県	7	12						3	9		l						+
長野県	27	101						5	96								1
岐阜県	28	39						4			ł						+
静岡県	43	75						6			l						1
愛知県	47	75						4	71		1						1
三重県	24	43						2	41		l '						1
滋賀県	4	11	1					_	12		l						1
京都府	12	19							19								+
大阪府	37	131							131								1
兵庫県	49	75	1		3			1	75		l						1
奈良県	22	36						4	32		l						1
和歌山県	16	20						1	19		l						1
鳥取県	16	33							33		1					<del>                                     </del>	†
島根県	18	28						5	23		l .						†
岡山県	18	29						"	29								1
広島県	13	22						2	20		1						1 .
山口県	23	52	1					1	52		† '						†
徳島県	22	45						6	39		<b>†</b>						<b>†</b>
香川県	18							Ť	29		l l						1
愛媛県	9	18						2	16								†
高知県	7	9							9		<b>1</b>						1
福岡県	33	63						2	61		l l						1
佐賀県	12	18						2	16		<b>†</b>						<b>†</b>
長崎県	15								23		l l						1
熊本県	6								9		l .						†
大分県	Ť	Ů							ľ								1
宮崎県	2	2							2	1	1						1
鹿児島県																<del>                                     </del>	†
沖縄県	23	32							32	1	1						1
口州巴尔	23	JZ	1	1	1	1	1	1	32	1	1		1	1	1	1	1

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 千成23年4月1日から千成24年3月31日までの間に、法第13米第1項まには観戸内海法第7米第2項に差っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (9b)

(施設種類別・総括一政令市別)

										1	(旭	过性	<b>採り</b>	]・総	拉一点	义市门	<u> [[万]]</u>
	厚	経棄物焼去 灰の貯				は廃液を			び	F	廃PC PCB汚染物			理物の分 物の洗浄カ			設
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市	4	. 17						1	16		1						+
仙台市	11	20	10						30								
さいたま市	7								12								<del></del>
千葉市 横浜市	7								29		1 1	_					2
川崎市	18								39								26
相模原市	10								31								
新潟市 静岡市	7	14							14								1
浜松市	4								13								+
名古屋市	6	28							28	1	1 1						1
京都市	8								23								
大阪市 堺市	12 8							2	46		2 5						5
神戸市	6							1									
岡山市	12								15								
広島市 北九州市	17 15							2				_					14
福岡市	5								22		14						14
函館市	Ĭ																1
旭川市																	
青森市	5							2	5								<b>├</b>
盛岡市 秋田市	2							1									
郡山市	2								2								
いわき市	7								24								
宇都宮市前橋市	5								18								+
高崎市	3								5								+
川越市	5							1									
船橋市	2	2							2								
柏市 横須賀市	4	. 18							18								+
富山市	5								9		2 2						2
金沢市	4								5								
長野市	5							1		1							<u> </u>
岐阜市 豊橋市	3								7								
岡崎市	2							1	5								
豊田市	6							1			40						40
大津市高槻市	2							1	14								+
東大阪市		12						3									1
姫路市	8	32						3	29								
尼崎市	9							1			<u> </u>	-		ļ			<del></del>
西宮市 奈良市	3								3								+
和歌山市	5								7								1
倉敷市	15								39								1
福山市 下関市	9	17							17	}	<b></b>						+
高松市	4	. 5							5								+
松山市	2			L				L	4		L	L		L	L	L	<u>t</u>
高知市	3								4								
久留米市 - 上岭市	3			1				1	8		-				-		+
長崎市熊本市	2								4		1						+
大分市	4								19								
宮崎市	1								3								
鹿児島市	1215			2	2		^	400	3010	•	7 400	1	1 0				100
分 計	1315									17	126	3	0	0	0	1	128

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 (注1) 表 I - 7 (10a)

(施設種類別・総括-都道府県別)

事業場 度末施 度末施 (c) 度末施 (c) 度素施 (a)       北海道 青森県 岩手県 宮城県 1 秋田県 山形県	<ul><li>直設及び湿式集</li><li>費</li><li>資法か</li></ul>			23年度末施設数	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施	新設 (b)	末処理施 既設 (c)	設 廃止 (f)	23年度末施
数 <sup>注 2  </sup> 度末施 (b) (c) 設数 (a)     北海道   青森県   岩手県   宮城県   1   1	ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)		度末施		度末施	(b)			
青森県       岩手県       宮城県     1       秋田県       山形県		+		(a+b+c-f)		設数 (a)	注3)	注4)	.,	没未施 設数 (a+b+c- f)
岩手県 宮城県 1 1 秋田県 山形県		1			5	5				5
宮城県 1 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M					1	1			1	1
秋田県 山形県					1	1				1
山形県				1	1	1				1
福島県								<u> </u>		
茨城県   3   5				5	4					4
栃木県 1 1		<del>                                     </del>		1	3					3
群馬県 2 3		+	-	3				<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	10
埼玉県     3     6       千葉県     1     1		-		6	10 3	10		-		3
東京都		-		ı	21	21				21
神奈川県 1 2		-	+	2	13	15		+	+	15
新潟県		+	+		13	13		+	+	10
富山県 1 2 1		+	2	1	2	3		+	+	3
石川県			<del>                                     </del>		1	Ť		†	1	Ť
福井県		1			1	1				1
山梨県					1	1			1	1
長野県 1 1				1	3	3				3
岐阜県 2 3				3		2				2
静岡県 2 3				3						2
愛知県 3 4				4	7	7				7
三重県					2			<u> </u>		2
滋賀県 1 1 1 1 m		<del> </del>		1	2					2
京都府 1 2		<b>_</b>	-		2 14	2 14		1	1	14
大阪府 1 2 兵庫県		-	-	2	14 5			+	+	14
奈良県		-			1	2			1	
和歌山県		-	+					+	+'	<u> </u>
鳥取県		+	<del>                                     </del>		4	4		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	4
島根県		1	1		1	1		1	1	1
岡山県					1	1		1		1
広島県 1 2				2						
山口県					1	2				2
徳島県										
香川県 1 3				3						
愛媛県										<u> </u>
高知県			—			<u> </u>			—	1
福岡県		<del> </del>		_	<b>—</b>	<del> </del>		1	<del> </del>	
佐賀県 1 2		<del>                                     </del>	+	2		1			1	-
長崎県			+		2	2		-	+	2
熊本県		+	+			1		+	+	+
十八旧	1	1	1							
大分県		1	+		4	4		-	-	1
大分県 宮崎県 鹿児島県		1			1	1				1

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 千成23年4月1日から千成24年3月31日までの間に、法第13米第1項まには観戸内海伝第7米第2項に差っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (10b)

(施設種類別・総括一政令市別)

	1								(他i	<u></u> 没種類	[万· 元]	念括 —	以 行 「	口为リ)
					施設のう 及び湿式集			`			下水道終	末処理施詞	投	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)
札幌市									4	. 5			1	4
仙台市									2					2
さいたま市														
千葉市 横浜市									6					22
川崎市									2					5
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1		1				1
静岡市 浜松市	1	2						2	2					4 2
名古屋市									6					7
京都市									4					4
大阪市 堺市	1	1						1	2				1	8
神戸市	<b> </b>	<del>                                     </del>						1 '	4					4
岡山市									1					1
広島市 北九州市	1	2					1	2	5					7
福岡市	1								3					3
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市 盛岡市														
秋田市									2	. 2				2
郡山市									1	1				1
いわき市									1	1				1
宇都宮市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
船橋市 柏市														
横須賀市									2	. 2				2
富山市	1	1						1	2					2
金沢市	1	1						1						4
長野市 岐阜市	1								2					3
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市 大津市		<del>                                     </del>					1	-	1	1				1
高槻市	<b>l</b>	1		1					1	4				4
東大阪市									2	2				2
<b>姫路市</b>	1	2						2						2
尼崎市 西宮市		1		1			1	1	2					2
奈良市									Ĺ '					
和歌山市									2					2
倉敷市 福山市									1					1
下関市	1	1					+	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				<del>                                     </del>
高松市									2	. 2				2
松山市	ļ .	_						<u> </u>	l .					<u> </u>
高知市 久留米市		2					1	2	1	1				1
長崎市							†		1	1				1
熊本市									2	2				2
大分市								1						<u> </u>
宮崎市 鹿児島市	1	3						3	2		1			1
合 計	38	•		1	0 (	) (	)	2 61		•		0	4	
					ケーマ 体 しっ					_	_	_		

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

# 表 I-7 (11a) 水質基準対象施設の届出等の状況 $^{\mathbb{H}^{1}}$

(施設種類別・総括-都道府県別)

1											(他記	文理实	貝別・	総括·	一都退	11付片	<b>卡万リ</b> )
					设置する る水の処		事業場						合 計				
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sub>注4</sub> )	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道		1							43	84	6					1	, 89
青森県									23	70							70
岩手県	1	1						1	6	7							7
宮城県		2						2		17						1	16
秋田県		1						1	7	11							11
山形県									18	48	1					6	43
福島県		1						1	31	62						2	60
茨城県									60	112						3	109
栃木県	1	1						1	14	20						2	18
群馬県									13	15							15
埼玉県									100	252						11	245
千葉県	3	4						4	60	140						4	136
東京都									75	256		3				7	261
神奈川県									39	103							105
新潟県	4	9						9		73						1	72
富山県									19	49	1					7	43
石川県									9	11							11 40
福井県									18	41						1	
山梨県 長野県		2						2	8 32	13 109						3 5	10 104
岐阜県									34	46						4	42
静岡県		1						1	57	304						9	298
愛知県	2							2		103						4	99
三重県	1	2						2	30	56						2	54
滋賀県		_						_	10	18						_	19
京都府	1								15	22							22
大阪府									52	147							147
兵庫県									57	86	1		3			1	86
奈良県									23	38						5	33
和歌山県									16	20						1	19
鳥取県									21	41							41
島根県		1						1	20	31						5	26
岡山県									20	31							31
広島県	1	2						2	20	33						3	30
山口県	1	1						1	29	69	1					1	69
徳島県									23	47						6	41
香川県	1							1	23	37							38
愛媛県	2	5						5		39						2	38
高知県								ļ .	7	9						_	9
福岡県	1	1		1	1			1	36	72 21						3	70 18
佐賀県	-								13							3	
長崎県熊本県	-								18 7	26 10							26 10
大分県	-								<u>'</u>	10							10
宮崎県	4		1					1	5	5	1						6
選呵乐 鹿児島県	<del>- '</del>	1	'	+	1			<del>                                     </del>	1	1							1
	1	1		1				1	26	36							36
作肥坑					1	1	1		20	30	1		l	l	l	1	30

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

# 表 I - 7 (11b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

					と置するこ る水の処	L場又は 理施設	事業場				(/3		合 計	]・総	<u>10 9</u>	× 13 1	14/3/1/
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sub>注3</sub> )	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-
					注5)	注5)		f)					注5)	注5)			f)
札幌市									8							2	
仙台市 さいたま市									13 7	22 11	10						32 12
千葉市	1	1						1	12	36							36
横浜市 川崎市	2	2						2	19 21							2	67 70
相模原市	1	2	1				1	2	12	70 35						1	35
新潟市		1						1	13	23							23
静岡市 浜松市									13 8								22
名古屋市									15								45
京都市									13	33							33
大阪市 堺市									22 13	60 18						2	59 16
神戸市									10							1	20
岡山市									13	16							16
広島市 北九州市		1						1	24 22	55 113						2	
福岡市		· '						'	8								25
函館市									1	1							1
旭川市 青森市									2 5	4						2	5
盛岡市									2	3							3
秋田市									8	15						1	14
郡山市いわき市		1						1	3 10								34
宇都宮市	1	1						1	6								19
前橋市									4	11	1						12
高崎市 川越市									5	6 9						1	6 8
州 船橋市									2							'	2
柏市																	
横須賀市 富山市	1	1						1	6 11								20 15
金沢市	1	1						1	9	15 10							11
長野市									8	14						1	13
岐阜市 豊橋市									6								6
豆備巾 岡崎市		1					1		2	8 7						2	5
豊田市									8	50	2					1	51
大津市									3							4	5 18
高槻市 東大阪市									3 2							3	
姫路市	1	1						1	15	56						3	53
尼崎市								3	11	26						1	25
西宮市 奈良市		3						3	5 2					<del>                                     </del>			8
和歌山市									8	10							10
倉敷市		1						1	17	45							45
福山市 下関市									10					-			18
高松市									6	7							7
松山市									2	4							4
高知市 久留米市									5 3								7
長崎市									5	9							9
熊本市									4								6
大分市 宮崎市	2	3						3	7	23 4							23 5
鹿児島市									4								7
合 計	30						£1. ✓			4076	52	3	3	0	0	131	4000

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が なされたものを計上した。
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別-都道府県別)

	1								()	也設性第	<u> </u>	都 道 府 !	<b>最为</b> 几
		John J.	dr. k=	Late 6	+.k=		<u>E鉛回収施</u>		m l=	士仁 ト	a.ic	II .i.	⇒I
		焙炒	尭炉	炸炸	吉炉	谷事	広炉	谷門	解炉	早乙为	彙炉	小	計
	23年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数		施設数
北海道	7 /10 /10 /10	72,000	70.00	72,000	72,57	70.00	72,577	72,000	72,77	72,000	72 pt / yt	72,577	72,000
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県	1	1	1					1	1			2	2
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県 鳥取県			1									-	
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県				1. 与甘油>>									

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別一政令市別)

							* An	an.		(他設本	至天尺刀门	P/ 13 1	14/2/1/
	ı	<b>小</b> 空小	尭炉	- 佐糸	吉炉	到 	5鉛回収施 広炉	設 溶解	解炉	at-y-l	彙炉	//	計
		石为	ль <i>I</i> У .	7分亡が	нη.	任事	WN.	俗	Η. И.	早石为	木り:	) /J	. H.I.
	23年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市 浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市 東大阪市													
果													
足崎市 尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市												<b> </b>	
大分市												<b> </b>	
宮崎市													
鹿児島市	4 (0)	4/6	4/01	0.423	0/2	0/2	0/2	4/01	4/2	0.423	0 (0)	0 (0)	6 (5)
合 計 注 1 ) 法第36	1(0)	1(0)	1(0)		0(0)	0(0)				0(0)	0(0)	2(0)	2(0)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別-都道府県別)

							z ≠z μμ., late +en :	<u></u>	())	匹良人生を	<u> </u>	<b> </b>	<u> </u>
		Λ+ /h	以上	9+ /h1	以上~		産棄物焼却が h以上~		h以上~	50kg/k	以上~	50k~	h未満
		41/11	以上	2t/ny 4t/h			未満	200kg/	n以上~ /h未満	100kg/f	ルエ〜 /h未満	(0.5n	n未価 『以上)
	23年度末	23年度末	22年度末	23年度末									
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
北海道	1							1	1				
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1					1	2						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県								1	1				
埼玉県													
千葉県	1/4)					4/4\	1/4)						
東京都神奈川県	1(1)					1(1)	1(1)						
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	2					2	2	2	2	1	1		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)					1(1)	1(1)						
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県 広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県			3			<u>'</u>	'						
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2					2	2						
		_		_					_			_	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別一政令市別)

						-	~	ı		(川田田文生	生为八门	一與行	11/1/1/
			以上	4t/h	以上~ 未満	200kg/l 2t/h	未満	100kg/l 200kg/	h以上~ /h未満		/h未満	50kg/ (0.5m	引以上)
												23年度末	
札幌市	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
仙台市													
さいたま市													
千葉市	1					1	1						
横浜市	1(1)					1(1)	1(1)						
川崎市 相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市 大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市 福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市 郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市 船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													<del>                                     </del>
長野市 岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市 東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市 和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市	<u>'</u>	,											
下関市													
高松市													
松山市 高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市 鹿児島市													
展児島市 合 計	15(4)	6(2)	6(2)	0(0)	0(0)	11(3)	12(3)	4(0)	4(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
	70(寸)				. ,	. ,		, ,	.(0)	.(0)	.(0)	(۵)	(۵)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別-都道府県別)

	<del> </del>	kar ±n k=	I	Δ ∌l.	
	<u>廃棄物</u>			合 計	
	"	PΙ			
	23年度末	22年度末	23年	度末	22年度末
	施設数	施設数	事業場数		施設数
北海道	1	1	1	1	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	2	1	1	2
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	5	5	2	5	5
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県		-		_	
沖縄県	2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別-政令市別)

	<b>密</b> 棄 伽	焼却炉		合 計	
		洗み炉 計			
	00左左士	00年生士	00/5	m: +:	99年举士
	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数
札幌市	//巴以效	川巴 [[人 女人	ナ木勿奴	川巴以郊	ルビリス 女人
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1	1	1	1	1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
相模原市 新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市 郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市 横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市 高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市 下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市 鹿児島市					
合 計	22(5)	23(5)	16(4)	24(5)	25(5)
			提された-		

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 9 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別一都道府県別)

											(月	也設種到	頁別 一者	<b>邻</b> 追付!	<del>界</del> 別)
						設、湿式集 は廃液を排				を	重基準対象 設置する] は事業場だ	[場		合 計	
		ブス洗浄施 式集じん旅		灰	で野留施	設		小計			排出される くの処理施	5		ц п	
		度末	22年度末		度末	22年度末		度末	22年度末		度末	22年度末		度末	22年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県										1	1	1	1	1	1
山形県															
福島県	1	1	3				1	1	3	1			1	1	3
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)		1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県	1	2	2				1	2	2	:			1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県				1		1			-	1	-				
島根県				1		1			-	1	-				
岡山県						1					-				
広島県															
山口県				1		1			1	1					
徳島県						1					-				
香川県						1			-						
愛媛県						1				-					
高知県						1				-					
福岡県	1			-		-			<u> </u>	<del>                                     </del>					
佐賀県				-						-					
長崎県															
熊本県						1			-						
大分県				-						-					
宮崎県						<del>                                     </del>			-	-	-	-			
鹿児島県						1				-					
沖縄県											<u> </u>				l

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別一政会市別)

												(施設和	単類別⁻	- 政令ī	<u> </u>
		廃棄	 等物焼却炉 灰の貯留施	―― に係る廃力 i設であっ	一 ブス洗浄施 て汚水又に	一 設、湿式集 は廃液を排	臭じん施設 出するもの	 及び )		を 又	重基準対象 設置する□ は事業場か	二場 ^ら		合 計	
	湿;	ス洗浄施 式集じん施	<b>面</b> 設		の貯留施	-		小計		オ	排出される くの処理施	設			
	23年 事業場数		22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市 横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市 名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市岡山市							ļ				<b> </b>				
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市 盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市高崎市											1				
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市 富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市 豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市 日 佐 市															
尼崎市 西宮市										1	<del>                                     </del>				
奈良市											1				
和歌山市															
倉敷市									-						
福山市下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市熊本市															
大分市										1	<del>                                     </del>				
宮崎市											1				
鹿児島市															
合 計 注 1 ) 注第 3 6 %	7(3)	9(3)		0(0)					11(3)	2(1)	2(1)	2(1)	9(4)	11(4)	13(4)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( ) 内に再掲した。

# 表 I - 1 0 (1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法-都道府県別)

	Late Volta A		5 III) =	1	And Nor I'm	赤点に		()(E)	人工人员		ム 110	<u> </u>	17/1/1/
		広の製造の			製鋼用	電気炉			tata tata 1 - 1	<b></b>	収施設	Ide / L. r.	
	供	する焼結		0.65	Inti Delevi			0.65	焙焼炉	□11 → A4+	0.05	焼結炉	Πι1 → <i>Α</i> ΛΑ
	23年	附則別	別表第		附則別		第一			別表第一	23年	附則別	別表第
	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	成数 (a+c)	(a) == -	(0)	成数 (a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	成数 (a+c)	(a)	(0)	成数 (a+c)	(a)	(0)
	, ,			,			(c)	(4.0)			(4.0)		
北海道	1	1		3									
青森県				1	1						1		1
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		5	5			2	1	1			
栃木県				2									
群馬県				1									
埼玉県				5		1							
千葉県	3	3		ľ	<u> </u>								
東京都		Ĭ		3	3								
神奈川県	1			1	1						1		
新潟県				3									
富山県	1			1				<b> </b>					1
石川県			<del>                                     </del>	<u>'</u>	<u>'</u>								
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		14	11		3	1	1				
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				4			1						
兵庫県	1	1		1	1								
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県	2	2											
山口県				13	10		3						
徳島県													
香川県													
愛媛県								2	2				
高知県								_	_				
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県				<u>'</u>	· '								
熊本県				1	1			1		1			
大分県			<del>                                     </del>	<u>'</u>	<u>'</u>			<u> </u>		'			
宮崎県			<del>                                     </del>										
			-										
鹿児島県	-		-					1					-
沖縄県				1	1			]	]				

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	1				dest to the			<u></u> (力	也			<b>政</b> 令巾	1,711)
		広の製造の		ļ	製鋼用	電気炉	1	<u> </u>		亜鉛回	収施設	[#·/-L·-	
	供	する焼結	炉皿まが	0.05	r/LDdm.		forter:	0.07	焙焼炉	미士ሎ	0.05	焼結炉	叫去炒
				23年	附則別 表第一		第一	23年	附則別 表第二	別表第	23年 度末施		別表第一
	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行 前設置	法施行 後設置	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	tx 致 (a+c)	(a)	(")	取叙 (a+b+c)	(a)	削設置 (b) <sup>注2)</sup>		obstantial (a+c)	(a)	(0)	政数 (a+c)	(a)	(0)
†i †=	. ,	<b>!</b>	<u> </u>	` ′		· ·	(0)	<del>'</del> '	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
札幌市		<b>!</b>	<u> </u>	1	-	<del></del>	L.	<del>                                     </del>	-	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
仙台市		<b>!</b>	<u> </u>	1	ļ	<del></del>	1	<del>                                     </del>	-	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
さいたま市	_	<u> </u>		<del>                                     </del>	<u> </u>	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
千葉市 ⊭派吉	2	1	1	<del>                                     </del>	<u> </u>	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
横浜市		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<del></del>	L	<del>                                     </del>	1	<del></del>	ļ	<del>                                     </del>	<del></del>
川崎市	1	1	<u> </u>	4	4	<u> </u>	L	-	-	<del>                                     </del>	ļ	-	<u></u>
相模原市		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<u> </u>	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
新潟市		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	1	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
静岡市		<del>  </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del> </del>	+	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	+
浜松市 夕土最古		<del></del>	L	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	-	+	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
名古屋市		<b></b>	<u> </u>	1	1	<del></del>	<u> </u>	<del> </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
京都市		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<del>  .</del>	<u> </u>	1	1	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
大阪市		<u> </u>	<u> </u>	10			<u> </u>	1	-	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
堺市 神戸市		<u> </u>	<u> </u>	5	5	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	-	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
神戸市		$\vdash \vdash \vdash$	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del> </del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
岡山市 広島市		ļ——	<u> </u>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<u> </u>	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
広島市 北九州市	3	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<del>   </del>	3	<del> </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
北九州市 福岡市	3	3	<u> </u>	6	2	1	3	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
福岡市 函館市		<b></b>	<u> </u>	<del>  </del>	<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del> </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
旭川市		<del></del>	$\vdash \vdash \vdash$	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	+	+	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
青森市		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
盛岡市		<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>
秋田市		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
郡山市		<b> </b>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
いわき市		<del></del>	<del></del> -	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>	1	1	<del>                                     </del>	1	1	+
宇都宮市		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
前橋市			<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
高崎市			<del>                                     </del>	† 1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
川越市			<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	1	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
船橋市				1	<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>		1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		<del>                                     </del>
柏市					<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				<del>                                     </del>		
横須賀市		ı	1	ļ I	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				<del>                                     </del>		
富山市				1	ı ı	1					<u> </u>		
金沢市			·										
長野市		<u> </u>	·		<u>                                     </u>	li	<u> </u>						
岐阜市		<u>                                      </u>	<u> </u>	2			<u> </u>				L		
豊橋市		<u> </u>		1	1	<u> </u>	<u> </u>				L	<u></u>	
岡崎市		<u> </u>		I	<u>                                      </u>	<u> </u>	<u> </u>				L	<u></u>	
豊田市			نـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ										
大津市		<u> </u>	اً ــــــا	ــــــا	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		
高槻市			<u> </u>	<u> </u>	L				<u> </u>	<u> </u>	Ļ	<u> </u>	
東大阪市		<u>                                      </u>	<u> </u>	<u> </u>	L		L	<u> </u>	1	<u> </u>	Ļ	<u> </u>	
姫路市		<u>                                      </u>	<u> </u>	5	5		L	2	1	1	3	<del>                                     </del>	3
尼崎市		L	<u> </u>	<del></del>	<u> </u>		L	<del></del>	<del></del>	<del></del>	Ļ	<del>                                     </del>	<u> </u>
西宮市		L	L	<del>                                     </del>	<u> </u>	L	L	<u> </u>	<b></b>	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	<u></u>
奈良市		L	L	<del>                                     </del>	<u> </u>	L	L	<u> </u>	<b></b>	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	<u></u>
和歌山市	3						L	1	1	<del></del>	ļ	<del>                                     </del>	<u></u>
倉敷市	4			6	6	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
福山市 下関市	4	4	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	-
		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	-	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
高松市		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	-	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
松山市 高知市		ļ——	<u> </u>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<u> </u>	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
		ļ——	<u> </u>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<u> </u>	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
久留米市 長崎市		<b></b>	<u>└</u>	<del>  </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del></del>	<del> </del>	<del> </del>	<del></del>
長崎市 熊本市		<del>  </del>	<u> </u>	<del>  </del>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	-	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
大分市	2	2	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
工分市 宮崎市	2	<del>- 2</del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
<u>呂崎市</u> 鹿児島市		<del>                                     </del>	<del>   </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
<u> </u>	31	29	2	113	96	6	11	12	9	3	5	1	4
													4

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法-都道府県別)

						邢紗區	]収施設	人们生为民	/3/3 1.	ム 印	(巨/1) /1	(7).1)
		淡針后			溶解后	里如巴	14X/旭钗	乾燥炉		II	小 計	
	23年	溶鉱炉	別表第	23年	溶解炉	別表第	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第
	度末施	表第一	<del></del>	度末施	表第二	_	度末施	表第二	_	度末施	表第二	<u></u>
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)	[		(a+c)			(a+c)	[ .		(a+c)		
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2		
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	2	2					2	2		4	4	
佐賀県	1	1					1	1	İ			İ
長崎県												
熊本県		İ					İ	İ		1		1
大分県		İ					İ	İ				
宮崎県	1											
鹿児島県	1											
沖縄県										1		

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

								也設種	短川	14	以下口	1/2/1/
	-	汝年上		1	次加ル	<b>里鉛</b> 回	収施設	<b></b>		II	,լ, ⇒լ	
	23年	溶鉱炉	別表第	23年	溶解炉 附則別	別表第	23年	乾燥炉 附則別	別表第	23年	小 計 附則別	別表第
	度末施	表第二	<b>加</b> 水 <del>切</del>		表第二	<b>加</b> 农	度末施	表第二	<b>加</b> 农	度末施	表第二	<b>加</b> 农
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)	(4)	. ,	(a+c)	(=)	, ,	(a+c)	(ω)	,	(a+c)	(4)	, ,
札幌市												
仙台市										1		
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市 神戸市									-			-
岡山市		-	-						-	1		-
広島市		<del> </del>							<del>                                     </del>	-		
北九州市		<u> </u>								1		
福岡市		<u> </u>	1							1		
函館市												
旭川市		İ	İ						İ			
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市										<b> </b>		
豊田市												
大津市										-		
高槻市		-	-						-	-		-
東大阪市 姫路市		-	-				6		6	11	1	10
尼崎市		<del> </del>					0		-	- ''	'	10
西宮市		<del>                                     </del>								1		<del>                                     </del>
奈良市		<u> </u>	1							1		
和歌山市										1	1	
倉敷市										l .	<u> </u>	
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市							ļ			<b> </b>		
長崎市										<b> </b>		
熊本市										-		
大分市		-	1						-	-		-
宮崎市 鹿児島市		-	-						-	-		-
一	3	2	1	2	2	0	9	3	6	31	17	14
					2							

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (3 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法-都道府県別)

						· ·		大生大	/3.1 17	フ 日 P	坦州为	7/1/1/
		Inda (cha tan)				ミニウム	台金製造			1	,	
	0.00	焙焼炉	Bil ##	0 0 fm	溶解炉	D.IL. 666	0.0 fm	乾燥炉	Dilaha 646	0.00	小 計	Dil da 666
	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第	23年		別表第	23年	附則別	別表第
	度末施	表第二		度末施	表第二		度末施	表第二		度末施	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) (± 1)	(c)
	(a+c)			(a+c)			(a+c)			(a+c)		
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	
茨城県	3		1	26	26	3	3	2	1		30	
			- 1		46	40	2	1	1			
栃木県	3			56		10					50	
群馬県	1	1		7	4	3	2	1	1	_	6	
埼玉県				43	23	20	4	2	2	47	25	
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												-
神奈川県												
新潟県				14	4	10				14	4	
富山県				37	36	1				37	36	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				15	8	7	2	1	1	17	9	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				13	6	7	2	1	1	15	7	8
岐阜県				3	2	1				3	2	
静岡県	4	3	1	59	43	16	6	3	3		49	
愛知県	9	5	4	112	62	50	8	4	4		71	58
三重県	2	2		29	22	7	2	1	1	33	25	
滋賀県				14	8	6	2	2		16	10	
京都府				4	2	2				4	2	
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	
兵庫県	1		1	9	8	1	4	3	ı	10	8	
	1		- 1	9	8	1				10	ð	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1		2	
広島県				3	3					3	3	
山口県				2	1	1	1	1		3	2	1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2		2	21	10	11
佐賀県				4	2	2	_		_	4	2	
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				24	5	19	1		1	25	5	
	1	4		1		19	1		1		2	
大分県	1	1			1					2		
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	(施設種類別 アルミニウム合金製造施設										以刊川	1/2/1/
		falls ( de ve ·		1		ミニウム	台金製造			1	,	
	0.05	焙焼炉	미士ሎ	0.05	溶解炉		0.05	乾燥炉	叫去炒	0.05	小 計	미士ሎ
	23年 度末施	附則別 表第二	別表第		附則別	別表第	23年 度末施	附則別 表第二	別表第	23年 度末施	附則別 表第二	別表第
	没不 設数	衣弗二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度木施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	及木旭 設数	衣第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	皮木肔 設数	衣弗— (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)	(a)	(0)	(a+c)	(a)	(0)	(a+c)	(a)	(0)	(a+c)	(a)	(0)
71 78 -	, ,			,			` ,			. ,		
札幌市												
仙台市												
さいたま市 千葉市												
7 71- 1				0								
横浜市 川崎市				3	2	1	1	1		4	3	1
相模原市												
新潟市				00	47	0				00	47	
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				1	1	0				1	1	
名古屋市				18	16	2				18	16	
京都市				8	6	2	1	1		9	7	
大阪市				2	2					2	2	
堺市 神戸市				6	6		1	1		7	7	
岡山市 広島市				2	4	1	1	4		2	2	
北九州市			4	3	1 2		I	1		3	2	
福岡市	1		1	3	2	1				4	2	2
一 個阿巾 函館市	-											
旭川市	-	-										
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市				1	- 1					1	1	
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市				1		ı				ı		ı
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市				3		- 1				3		
川越市				1	1					1	1	
船橋市				'	'							
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市				0		0				0		0
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	
豊田市				29	15	14	3		3		15	
大津市	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		23	13	14	3		3	32	13	17
高槻市	<u> </u>											
東大阪市	1											
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市	†				,,,					.0		
西宮市	t	t										
奈良市	1	<b>†</b>		1		1				1		1
和歌山市	<u> </u>	<u> </u>		l '						<u> </u>		
倉敷市	1	<b>†</b>		8	8					8	8	
福山市	1				0							
下関市	t	1		12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市				i i								
高知市												
久留米市	<u> </u>	<u> </u>		3		3				3		3
長崎市	<u> </u>	<b>†</b>				,						
熊本市	1	<b>†</b>										
大分市	<u> </u>			2	2					2	2	
宮崎市	<u> </u>											
鹿児島市	<u> </u>			1	1					1	1	
合 計	29	21	8			229	54	29	25			
注1) 法施行												

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (4 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一都道府県別)

												1/3/1/
		4. 4	DL I		_			H:	0.0	01 /1 101 1	0: /1 1	- 2:He
	0.07	4t/h		foto:		t/h以上~				Okg/h以上		
	23年	附則別	別表		23年	附則別	別表	211	23年	附則別	別表	
	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行
	改级 (a+b+c)	(a) 11 /	前設置	後設置	改数 (a+b+c)	(a) 117	前設置	後設置	政毅 (a+b+c)	(a) 117	前設置	後設置
	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
北海道	18	10		8	26	19	2	5	115	86	2	27
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6
岩手県	2	2			20	14	1	5	24	17	1	6
宮城県	18	6		12	32	27		5	29	29		
秋田県	3	1		2	13	11		2	47	31	3	13
山形県	7	5	1	1	12	5	1	6	26	13	3	10
福島県	5	3		2	30	27		3	51	38	2	11
茨城県	28	15	2	11	68	48	4		69	49	8	12
栃木県	10	8		2	29	19	2	8	44	37	3	4
群馬県	13	12		1	25	25		0	40	31	1	8
埼玉県	42	27		15	79	76		3	85	76	1	8
	42		4		79		-	18		48	4	
千葉県		29	1	16		54	5		67			15
東京都	105	64	8	33	49	28	1	20	46	38	5	3
神奈川県	34	25		9	28	26	1	1	30	21	5	4
新潟県	8	6		2	55	43	3	9	59	41	5	13
富山県	5			5	16	13		3	18	11		7
石川県					12	10		2	25	21		4
福井県	6	5		1	15	14		1	29	19	4	6
山梨県	3	3			20	13		7	24	19		5
長野県	7	4	3		28	28			66	40	14	12
岐阜県	2	2			31	14	4	13	68	44	12	12
静岡県	28	9	11	8	43	20	15	8	81	54	16	11
愛知県	43	29	4	10	49	39	3	7	90	70	6	14
三重県	17	12		5	34	24	2	8	59	49	3	7
滋賀県	6	3		3	21	18		3	38	26	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		29	22	3	4
大阪府	35	23		12	40	28	2	10	43	33	3	
兵庫県	19	14		5	35	32	1	2	71	57	5	9
奈良県	6	5		1	23	17		6	40	35	-	5
和歌山県					12	6	3	3	34	25	3	6
鳥取県	5	3	2		6	1	3		35	25	6	4
島根県	2	3		2	10	3	3	7	26	13	8	5
岡山県	4	4			15	13		2	46	39	4	3
広島県	9	3		6	20	18		2	50	38	6	6
	10	8		2	25	18	4	7	45	38		
山口県		8					1				2	6
徳島県	1			1	25	20		5	51	35	6	10
香川県	7	4		3	8	6		2	28	26		2
愛媛県	13	8	5		19	6	10	3	53	37	12	4
高知県					11	5	2	4	28	20	4	4
福岡県	12	7		5	29	24		5	51	36	5	10
佐賀県	4			4	13	11		2	44	33	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	59	35	8	16
熊本県	2	2			25	14	7	4	37	28	3	6
大分県	3	1	2		13	11	2		19	18	1	
宮崎県	9	5	1	3	8	8			18	13	1	4
鹿児島県					24	16	2	6	48	33	1	14
沖縄県	8	2		6	18	13	2	3	32	12	1	19
	<u> </u>											

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (4 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

						廃棄物	焼却炉	世 [汉 7]里	/////	1,	以下口	•
		4t/h	以上			t/h以上~		茜		0kg/h以上		
	23年	附則別	別表	711	23年	附則別	別表	第一	23年	附則別	別表	第一
	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>
U IB I	, ,				,	_			` ′			
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	13	6		7	7	3	4	4				2
さいたま市 千葉市	13 13	11 7	2	2	3	3	1		5 5			2
横浜市	27	18	4	5	4	3	1		7			2
川崎市	24	15		9	6	3	3		16			
相模原市	7	4		3	1	1	Ū		9			,
新潟市	12	8		4	10	5	2	3			1	4
静岡市	6		4	2	3		3		8		8	
浜松市	8	4		4	11	9	1	1	21	19		2
名古屋市	19	12	2	5	1	1			3			2
京都市	21	12	3	6	1	1			10			
大阪市	26	17	4	5	7	5	2	_	9			
押市 神戸市	15	9		6	2			1	5			;
岡山市	15 8		3	1	3 1	1		1	29			
広島市	9	4	3	5	4	2		2				
北九州市	17	11		6	3	3			17	8		
福岡市	9	6		3	4			1	5			<u> </u>
函館市	3	1		2	İ	1			3			
旭川市	2	2			2	1		1	1			
青森市	8	4	2	2	2		2		2	2		
盛岡市	3	3			3				5			
秋田市	3			3	3			2	6			
郡山市	4	4			2	1		1	1			
いわき市	13	8	3 5	2	6		2	2	6			
宇都宮市	7	3	5		4	4 2		2	5 4			
高崎市	3	3			2	1		1	5			
川越市	2			2	3	2	1		2			
船橋市	8		8		2	_	2		1			
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	3		1	2					10		8	
金沢市	5	3		2	4	1		3				
長野市	3	3			1	_		1	10			
岐阜市	5	5			6		1		4			
豊橋市 岡崎市	3 7	1 5	2	2	4	2		2	5			
豊田市	4		1	3	3	1		2				
大津市					7	5	1	1				
高槻市	5	5			2	1	1		2			
東大阪市	8	1	5	2	4		1	3				
姫路市	11	4		7	9			4				2
尼崎市	7	3	1	3	3			2				
西宮市	7	7			1	1			1			
奈良市	4	4							4			
和歌山市	6	6		^	4	3		1				1
倉敷市 福山市	11 4	8		3	12 6	9		3	19 14			
一	2	1		1	1	1			8			2
高松市	5	2		3	'	'			8			
松山市	8	5		3	3	2	1		12			(
高知市	3		3		1	1			3			
久留米市	3	3							4			
長崎市	4	4							3			
熊本市	4				1	1			6			
大分市	9	5	1	3	2	1		1	15	9	2	
宮崎市	3			3	1	1			1			
鹿児島市	4	2		2	2		2		13			(
合 計	1107	658	104	345	1439	1032 れている	119		2569 あって		225	473

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (5 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法-都道府県別)

		/1 D.L. I	2001 /	L. Nille	= 0.1			1. 344	= 01	/s 1. NHs	/o = 2DI	1. \
		g/h以上~				g/h以上~					(0.5㎡以.	
	23年 度末施	附則別 事第二	別表	21.	23年 度末施	附則別 表第二		第一		附則別 表第二	別表	/1*
	及不 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	及不施 設数	α     (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	及不旭 設数	衣弗二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行
	(a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>
	(41510)		(b)	(c)	(41510)		(p)	(c)	(41510)		(b)	(c)
北海道	80	29	1		19	13		6	11	3		8
青森県	53	20	1	32	8	3		5	8	4	2	2
岩手県	69	24	11	34	11	6	2	3	2	2		
宮城県	51	49		2	10	10			5	5		
秋田県	21	10		11	1	1			5	5		
山形県	59	19		40	5	3		2	6	4		2
福島県	17	13		4	14	9		5	9	8		1
茨城県	197	54	2	141	30	15		15	9	4	1	4
栃木県	70	39		31	24	10		14	8	5		3
群馬県	29	15		14	15	4		11	2			2
埼玉県	31	21	2	8	74	24		50	13	7		6
千葉県	138	47		91	29	16		13	16	6		10
東京都	52	32		20	53	27		26	20	12		8
神奈川県	32	19	1	12	15	8	1	6	4	3		1
新潟県	65	25		40	23	14		9	19	16		3
富山県	36	22		14	8	7		1	3	1		2
石川県	43	23	1	19	6	5		1	1	1		
福井県	44	21		23	9	9			6	4		2
山梨県	26	11		15	8	6		2	6	5		1
長野県	52	24	4	24	12	7		5	5	4		1
岐阜県	85	79	3	3	47	41		6	9	7	2	
静岡県	100	61	1	38	35	21		14	22	10		12
愛知県	54	32		22	24	12		12	7	3		4
三重県	80	44		36	23	15		8	9	5		4
滋賀県	37	27		10	12	10		2	9	8		1
京都府	34	16		18	6	5		1	9	0		- '
大阪府	21	12		9	8	7	1		6	4		2
	110			34	31	20	ı	11	8	7		1
兵庫県		76										
奈良県	106	39		67	16	7		9	3	2		1
和歌山県	32	15	-	17	8	7		1	5	3		2
鳥取県	41	19	3	19	6	6			2	1		1
島根県	28	10	4	14	4	1		3	8	3	3	2
岡山県	54	22		32	4	3		1	6	5		1
広島県	52	31		21	16	8		8	13	8		5
山口県	50	32		18	21	21		_	9	6		3
徳島県	77	35		42	10	8		2	2	2		
香川県	62	21		41	15	13		2	6	4		2
愛媛県	73	25	6	42	27	13		14	15	6		9
高知県	66	36		30	15	11		4	4	3		1
福岡県	88	50		38	32	30		2	13	12		1
佐賀県	40	22		18	8	5		3	4	1		3
長崎県	32	15		17	4	2		2	4			2
熊本県	40	3	6	31	7	5	1		8	6		2
大分県	17	7	6		8	7	1		3	3		
宮崎県	32	8		24	2	1		1				
鹿児島県	72	31		41	13	8		5	7	6		1
沖縄県	28	5	1	22	10	1		9	5	1		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (5 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

<u> </u>						(大学·4)		也設種	短月 1	<u> </u>	以下口	1/1/1/
	1001	- 4 N L -	2001r = /1	土港	EOI		焼却炉 ~100kg/b	<b>土</b> 港	EOI	g/h土港	(0.5㎡以	F)
	100k 23年	g/h以上~ 附則別	~200kg/h 別表			g/h以上~ 附則別	-100kg/h 別表		50k 23年	g/h未満 附則別	(0.5m以 別表	
	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市	4	1		3	2	2			2	2		
仙台市	8	6		2	1			1				
さいたま市	2	2			4	3		1	3	2		
千葉市	17	9		8	9	6		3				:
横浜市	11	10		1	27	24		3		5		
川崎市	1	1			4			4		3		
相模原市	3	3			2			1				
新潟市	19	10	0	9	9	8	4	1		2		
静岡市 浜松市	22 18	14 13	3	5 5	11	5 1	4	2	4	1		
名古屋市	16	4	7	5	8		4	3			2	
京都市	15	13	,	2	14			3	2	2		<u> </u>
大阪市	4	2		2	7	6		1				
堺市	12	6		6	6			<u> </u>	1	1		
神戸市	12	8		4	3	2		1	1	1		
岡山市	15	9		6	2	2			2			2
広島市	12	10		2	1	1			2	1		
北九州市	12	9		3					3	1		2
福岡市	5	2		3								
函館市	3	1		2					_			<del>  .</del>
旭川市 青森市	13	2		13	3			3	3	1		3
百無 盛岡市	10	7		3	2	2		3	3			
秋田市	3	2		1					1	1		- 4
郡山市	6	5		1	4	2		2				
いわき市	2	2			2	_		2				
宇都宮市	5			5	1	1		_	1			
前橋市	15	4	1	10	3	2		1				
高崎市	7	2		5	7	2		5	3			(
川越市	2	1		1	2	1		1				
船橋市	3		3		3		2	1				
柏市	5	1	1	3	2	2			_			
横須賀市	2		-	2	1		0	1	5		4	
富山市 金沢市	15 8	4	5	10	7	4	2	5		1	1	
長野市	6	2		4	0	4			'			
岐阜市	6	4		2	2	2			1	1		
豊橋市	4	2		2	1	1						
岡崎市	6	6			6			1				
豊田市	4			1	2			2				
大津市	5	2		3								
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2	_	2		2		1		-			
<b>姫路市</b>	10	9		1	5			1	1	1		-
尼崎市 西宮市	2	2			3	3			2	2		<del>                                     </del>
奈良市	12	8		4	4	3		1	2	1		ļ .
和歌山市	10	9		1	4			2				
倉敷市	5	5			2	1		1	2			2
福山市	30	20		10	3				_			
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	13	9		4	1	1						
高知市	18	6		12	2	1		1				
久留米市	5	2		3	6							
長崎市	6	3		3	4	4						
熊本市	9	6		3					1	1		
大分市 宮崎市	7	1 4		6	1	1		4	1	2	1	
B崎市 鹿児島市	11	5		6	3	2		1				
合 計	3184	1570	76	1538	994		19			261	12	
			ていろ施			れていろ			430   あって			

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (6 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一都道府県別)

· .								(万
		廃棄物	焼却炉			合	計	
		小	計					
	23年	附則別	別表	第一	23年	附則別	別表	第一
	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(atute)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
北海道	269	160	5	104	288	167	5	116
青森県	132	64	12	56	135	65	12	58
岩手県	128	65	15	48	128	65	15	48
宮城県	145	126		19	148	129		19
秋田県	90	59	3	28	90	59	3	28
山形県	115	49	5	61	117	51	5	61
福島県	126	98	2	26	156	125	2	29
茨城県	401	185	17	199	442	223	17	202
栃木県	185	118	5	62	248	170	5	73
群馬県	124	87	1	36	135	94	1	40
埼玉県	324	231	3	90	376	260	4	112
千葉県	373	200	10	163	384	208	10	166
東京都	325	201	14	110	328	204	14	110
神奈川県	143	102	8	33	144	103	8	33
新潟県	229	145	8	76	246	152	8	86
富山県	86	54		32	124	91		33
石川県	87	60	1	26	88	61	1	26
福井県	109	72	4	33	126	81	4	41
山梨県	87	57		30	91	61		30
長野県	170	107	21	42	185	114	21	50
岐阜県	242	187	21	34	245	189	21	35
静岡県	309	175	43	91	378	224	43	111
愛知県	267	185	13	69	414	271	13	130
三重県	222	149	5	68	255	174	5	76
滋賀県	123	92	1	30	139	102	1	36
京都府	88	54	7	27	92	56	7	29
大阪府	153	107	6	40	172	124	6	42
兵庫県	274	206	6	62	286	216	6	64
奈良県	194	105		89	194	105		89
和歌山県	91	56	6	29	91	56	6	29
鳥取県	95	55	14	26	95	55	14	26
島根県	78	30	15	33	82	34	15	33
岡山県	129	86	4	39	132	88	4	40
広島県	160	106	6	48	165	111	6	48
山口県	160	121	3	36	176	133	3	40
徳島県	166	100	6	60	166	100	6	60
香川県	126	74	0	52	128	76	0	52
愛媛県	200	95	33	72	203	98	33	72
高知県	124	75	6	43	124	75	6	43
			_				_	
福尚県 佐賀県	225 113	159 72	3	61 38	250 118	173 75	3	72 40
長崎県	122		-	45		67	11	40
		66	11		123			
熊本県	119	58	17	44	146	64	17	65
大分県	63	47	12	4		49	12	4
宮崎県	69	35	2	32	70	36	2	32
鹿児島県	164	94	3	67	166	95	3	68
沖縄県	101	34	ている物	63	102	35	せのな今	63

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (6 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

		廃棄物	焼却炉			合	計	
		小	計					
	23年 度末施	附則別 表第二	別表		23年 度末施	附則別 表第二	別表	
	及不過 設数	(a) <sup>注1)</sup>	法施行 前設置	法施行 後設置	没不 設数	(a) <sup>注1)</sup>	法施行 前設置	法施行 後設置
	(a+b+c)	(4)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(4)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市	26	14	5	7	27	15	5	7
仙台市	32	16		16	33	16		17
さいたま市	30	25	1	4	30	25	1	4
千葉市	50	28	2	20	52	29	2	21
横浜市	81	65	5	11	85	68	5	12
川崎市	54	32	3	19	59	37	3	19
相模原市 新潟市	22 68	18 44	3	4 21	22 68	18 44	3	4 21
静岡市	54	23	22	9	74	40	22	12
浜松市	60	47	1	12	61	48	1	12
名古屋市	53	20	15	18	72	37	15	20
京都市	63	47	5	11	72	54	5	13
大阪市	53	36	8	9	65	47	9	9
堺市	41	24		17	53	36		17
神戸市	36	28		8	36	28		8
岡山市	57	41	4	12	57	41	4	12
広島市 北九州市	57 52	36 32	2	19 20	60 65	38 39	1	20
福岡市	23	16		7	23	39 16	1	25 7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	32	7	4	21	32	7	4	21
盛岡市	26	20		6	26	20		6
秋田市	16	10		6	17	11		6
郡山市	17	13		4	17	13		4
いわき市	29	16	6	7	34	20	6	8
宇都宮市	23	9	6	8	24	9	7	8
前橋市高崎市	29 27	14 11	1 2	14 14	32 27	16 11	1 2	15 14
川越市	11	5	1	5	12	6	1	5
船橋市	17		15	2	18	0	16	2
柏市	17	3	9	5	17	3	9	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
富山市	37		17	20	46		18	28
金沢市	30	16	1	13	30	16	1	13
長野市	20	14		6	20	14		6
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市岡崎市	16 24	8 20	1	5 3	22 26	13 21	1	6
豊田市	16	6	1	9		21	1	26
大津市	15	9	1	5	15	9	1	5
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	16	1	9	6	16	1	9	6
姫路市	42	27		15	74	49		25
尼崎市	18	12	1	5	18	12	1	5
西宮市	11	11			11	11		
奈良市	26	20		6	27	20		7
和歌山市	40	34		6	46	39		7
倉敷市 福山市	51 57	40 42	1	10 15	69 61	58 46	1	10 15
下関市	16	11		5	28	23		5
高松市	24	15		9	25	16		9
松山市	37	23	1	13	37	23	1	13
高知市	27	10	3	14	27	10	3	14
久留米市	18	14	1	3	21	14	1	6
長崎市	17	13		4	17	13		4
熊本市	21	17		4	21	17		4
大分市	38	19	4	15	42	23	4	15
宮崎市	15	5	_	10	15	5		10
鹿児島市 合 計	9723	16 6015	555	16 3153	35 10701	17 6698	561	16 3442
注1)法施行						10098 れている		

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

## 表 I - 1 0 (7 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		体生なの制性の用に			他			山保安	仏寺	创作伝			<u> 担                                   </u>	<b>も万リ</b> )
2 3年 附則別 度末施 第二 記数 (a+c)       2 3年 附則別 元 (c) (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (c) (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a						製鋼用	電気炉				亜鉛回	収施設		
2 3年 附則別 度末施 第二 記数 (a+c)       2 3年 附則別 元 (c) (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (c) (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a		供	<u>する焼</u> 結							焙焼炉			焼結炉	
数数 (a) <sup>±1</sup> (c)   数数 (a) <sup>±2</sup> (n)   前設置 (接設置 (b) <sup>±2</sup> (c) <sup>±2</sup> (c) <sup>±2</sup> (a) <sup>±1</sup> (c)   設数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup></sup>		23年	附則別				別表	第一		附則別	別表第		附則別	別表第
(a+c) (a+b+c) (b) <sup>2(2)</sup> (c) <sup>2(3)</sup> (a+c) (a+c		度末施	表第二			表第二				表第二			表第二	
<ul> <li>北海道</li> <li>青春県</li> <li>宮城県</li> <li>秋田県</li> <li>山形県</li> <li>山形県</li> <li>城水県</li> <li>大坂県</li> <li>城水県</li> <li>大塚県</li> <li>東京都</li> <li>新田県</li> <li>第四県</li> <li>東京郡</li> <li>新田県</li> <li>第四県</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京川県</li> <li>南田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>京都町県</li> <li>東京郡</li> <li>京都町県</li> <li>東京郡</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京田県</li> <li>安健県</li> <li>高知県</li> <li>西田山県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>藤本県</li> <li>東ア島県</li> <li>長崎県</li> <li>藤本県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東京郡・大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田</li></ul>			(a) <sup>Œ1)</sup>	(c)		(a) <sup>Œ1)</sup>	前設置	後設置		(a) <sup>E 1)</sup>	(c)		(a) <sup>Œ1)</sup>	(c)
音森県   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		(a+c)			(a+b+c)		(b) <sup>Œ2)</sup>	(c) <sub>(E3)</sub>	(a+c)			(a+c)		
<ul> <li>登手県</li> <li>宮城県</li> <li>秋田県</li> <li>山形県</li> <li>福島県</li> <li>茨城県</li> <li>栃木県</li> <li>糠馬県</li> <li>東京都</li> <li>神奈川県</li> <li>富山県</li> <li>宮山県</li> <li>宮山県</li> <li>石川県</li> <li>福井県</li> <li>山東県</li> <li>野県県</li> <li>岐阜県</li> <li>静岡県</li> <li>安知県</li> <li>京都庁</li> <li>大阪府</li> <li>大康市県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高股県</li> <li>島及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高日県</li> <li>広島県</li> <li>山田県</li> <li>広島県</li> <li>西田県</li> <li>安媛県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>京都県</li> <li>原本県</li> <li>長本県</li> <li>大今県</li> <li>宮崎県</li> <li>原本県</li> <li>共分県</li> <li>宮崎県</li> <li>原本県</li> <li>長本県</li> <li>大分県</li> <li>宮崎県</li> <li>原本県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li>東京 会社</li> <li< td=""><td>北海道</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li<></ul>	北海道													
宮岐県	青森県													
秋田県 山形県 福島県 茨城県 総体県 群郎県 野田県 中奈川県 新田県 石川県 新田県 石川県 新田県 石川県 石川県 新田県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川														
山形県 福島県 茨城県 栃木県 群島県 野島県  中奈川県 新岡県  音山県 石川県 福井県 山和梨県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三野県 岐阜県 特岡県 東の田県 活部府 大阪府府 京和町川県 新田県 京和町市 大阪府府 京原県 東県 紫碧県 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東														
福島県 茨城県  栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山県 長野県 岐阜県 勝岡県 「安知県 三重県 「安知県 三重県 「安知県 三重県 「京都府 大阪府府 「天庫県 「京都府 「大阪府府 「天庫県 「東県 「東県 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州														
茨城県         // 1 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>														
<ul> <li>栃木県</li> <li>群馬県</li> <li>第工県</li> <li>千葉県</li> <li>東京都</li> <li>神奈川県</li> <li>新潟県</li> <li>富山県</li> <li>石川県</li> <li>福井県</li> <li>山梨県</li> <li>長野県</li> <li>岐阜県</li> <li>静岡県</li> <li>受知県</li> <li>三重県</li> <li>送初府</li> <li>大阪府府</li> <li>大阪府府</li> <li>大阪府府</li> <li>大阪府府</li> <li>京島市</li> <li>京島県</li> <li>島政県</li> <li>島政県</li> <li>島政県</li> <li>島政県</li> <li>島田川県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>島和県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>島和県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>島和県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>島和県</li> <li>田田県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>島和県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li>田田県</li> <li< td=""><td>福島県</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li<></ul>	福島県													
群志県     1     1       古主県     千葉県     東京都       神奈川県     新西県     1       富山県     日山県     1       石川県     日山県     1       石川県     日山県     1       石川県     日山県     1       近年県     東海県     1       藤町県     東京県     1       藤田県県     東京県     1       石川県     東京県     1       藤町県     東京県     1       藤田県県     東京県     1       西山県     1     1       広島県     1     1       香川県     東安県     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県     1     1       東の県														
r 至果														
千葉県       東京部         神奈川県       第周県         富山県       日川県         石川県       日川県         福井県       山梨県         山梨県       日川県         岐阜県       日川県         藤岡県       東京部府         京都府       京都府         兵庫県       京長県         奈良県       日本日         市町山県       日本日         協島県       日本日         香川県       東原県         福岡県       日本日         佐賀県       東県         長本県       大分県         宮崎県       東県         鹿児島県       東県         鹿児島県       東県         鹿児島県       東県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東原島県         鹿児島県       東沢島県         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県									1		1			
東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 送賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 広島県 高カ県 山口県 愛知県 三角州県 愛知県 三角州県 東京都府 大阪府 長藤本県 東京都所 大阪市 東京都府 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市														
神奈川県     新潟県       富山県     第四県       石川県     第四県       福井県     山梨県       上野県     東京県       岐阜県     藤岡県       愛知県     第四県       三重県     第四州       汝賀県     京都府       大阪府     東京県       泉東県     京島県       和歌山県     高取県       島根県     同山県       変島県     京島県       山口県     徳島県       香川県     愛媛県       高知県     第四県       福岡県     佐賀県       大分県     宮崎県       熊本県     大分県       宮崎県     原本県       康児島県     東原県       鹿児島県     東原県       鹿児島県     東門島県														
新潟県 富山県														
富山県       石川県       福井県       山梨県       長野県       岐阜県       静岡県       愛知県       三重県       遊園県       京都府       大阪府       兵庫県       和歌山県       鳥取県       岡山県       佐島県       香川県       愛媛県       高加県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
<ul> <li>石川県</li> <li>福井県</li> <li>山梨県</li> <li>長野県</li> <li>岐阜県</li> <li>静岡県</li> <li>愛知県</li> <li>三重県</li> <li>滋賀県</li> <li>京都府</li> <li>大阪府</li> <li>兵庫県</li> <li>奈良県</li> <li>和歌山県</li> <li>島根県</li> <li>岡山県</li> <li>広島県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>福岡県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大今県</li> <li>寛崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大今県</li> <li>宮崎県</li> <li>東内島県</li> <li>東内島県</li> <li>東京の場</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東<!--</td--><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>														
福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛和県 三重県 送賀県 京都府 大阪府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 佐鶴県 衛川県 愛媛県 高知県 電知県 優媛県 高知県 横岡川県 愛媛県 高知県 電岡県 佐賀県 長崎県 龍本県 大今県 寛崎県 龍木県 大今県 寛崎県 鹿児島県														
山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 広島県 山口県 徳島県 着川県 愛媛県 高知県 電岡県 佐賀県 長崎県 精本県 長崎県 熊本県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 東大分県 宮崎県 東大分県 宮崎県 東 鹿児島県														
長野県       岐阜県         静岡県          愛知県          三重県          滋賀県          京都府          大阪府          兵庫県          奈良県          和歌山県          鳥取県          岡山県          佐島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	福井県													
岐阜県       静岡県       愛知県       三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       島根県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       高岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	山梨県													
静岡県       愛知県         三重県          滋賀県          次日曜          大阪府          兵庫県          布町山県          島根県          岡山県          徳島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	長野県													
愛知県       三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       鳥取県       周山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛娱県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
三重県       滋賀県         京都府       ()         大阪府       ()         兵庫県       ()         奈良県       ()         和歌山県       ()         島根県       ()         山口県       ()         佐島県       ()         香川県       ()         愛媛県       ()         高知県       ()         福岡県       ()         佐賀県       ()         長崎県       ()         熊本県       ()         大分県       ()         宮崎県       ()         鹿児島県       ()	静岡県													
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 徳川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	滋賀県													
兵庫県       奈良県         和歌山県          鳥取県          島根県          山山県          広島県          山口県          徳島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	京都府													
奈良県         和歌山県         鳥取県         島根県         岡山県         広島県         山口県         徳島県         香川県         愛媛県         高知県         福岡県         佐賀県         長崎県         熊本県         大分県         宮崎県         鹿児島県														
和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	兵庫県													
島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 東東県	奈良県													
島根県         岡山県         広島県         山口県         徳島県         香川県         愛媛県         高知県         福岡県         佐賀県         長崎県         熊本県         大分県         宮崎県         鹿児島県														
岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県														
<ul> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>福岡県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大分県</li> <li>宮崎県</li> <li>鹿児島県</li> </ul>														
香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県														
愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	福岡県													
熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	長崎県													
宮崎県 鹿児島県	熊本県													
鹿児島県	大分県													
NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	鹿児島県													
	沖縄県													

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

## 表 I - 1 0 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

F	D4-71.4	da as Abril Sel	e III)	(///世月			ДШТ	メムマ	争関係			以下口	1/2/1/
1		広の製造の製造の			製鋼用	電気炉			John John 1000	<b></b>	収施設	late (-)	
1		する焼結		0 9 年	RHHIDI	nu -t-	hh	りった	焙焼炉	加丰紫	りった	焼結炉	미主笠
1		附則別 表第二	別表第		附則別 表第二	別表 法施行	第一	23年 度末施	附則別 表第二	別表第一		附則別 表第二	別表第
	没不 設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	及不 設数	(a) <sup>注1)</sup>	伝施仃 前設置		没不 設数		(c)	没不 設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
]	(a+c)	(a)	(-)	(a+b+c)	(a)	的成區 (b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+c)	(a)	(-)	(a+c)	(a)	(-)
札幌市				,		(5)	(0)						
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市 福岡市													
個													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
<u>岐阜市</u> 豊橋市													
豊橋巾 岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市			_			_	_						_
合計	0	0 -=n.==			0 8 T # 2 Y 3		0		0		10 0 0 0 0		0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

			(川田月又1	王大只刀'、	1 194	11休女	日本書	カアバム	11 NIELD	× 111	J旦 / 13 万	Z/11/
		次分子		1	冷却是	<b>里</b> 鉛旦	収施設	本.ね.に		11	.t. ∌1	
	23年 度末施	表第二	別表第一	23年 度末施	溶解炉 附則別表第二	別表第一	23年 度末施	乾燥炉 附則別 表第二	別表第一	23年 度末施	小 計 附則別 表第二	別表第一
	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県										-		
新潟県										<b> </b>		
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県 長野県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県										1		
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県	1		-					1	1			
宮崎県										<b> </b>		
鹿児島県												
沖縄県		<u> </u>								VI. 46-7-	La adect ad	

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

	l		(加)	以1里炒	(刀) 「耳	<u>払 川 保</u>	<u>女 (                                  </u>	于沃尔	ムアル	世以	以下厂	1/1/1/
		溶鉱炉			溶解炉	亚沙口巴	17天//世月又	乾燥炉		I	小 計	
	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第	23年		別表第	23年		別表第
	度末施	表第二	-	度末施	表第二	-	度末施	表第一	-	度末施 設数	表第二	-
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)		(a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)			(a+c)			(a+c)			(a+c)		
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市										-		
新潟市												
静岡市 浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市										1		
岡山市		1		İ	İ		İ	İ	1	1		
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市										<u> </u>		
旭川市												
青森市										ļ		
盛岡市		-							-	1		
秋田市									-	<b> </b>		<u> </u>
郡山市										-		
いわき市 宇都宮市												
一												
高崎市												
川越市												
船橋市										1		
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市		-							-	1		
岡崎市									-	<b> </b>		
豊田市		1				-			1	1		-
大津市 高槻市									-	1		
東大阪市										1		
姫路市		-				<del>                                     </del>			<del>                                     </del>	1		
尼崎市										1		<u> </u>
西宮市										1		
奈良市										1		
和歌山市										1		
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市										ļ		
久留米市		1							1	<b> </b>		
長崎市										1		
熊本市									-	1		
大分市										<del> </del>		-
宮崎市		1				-		-	1	1		1
鹿児島市		1 ^		4	1 ^	4	1 ^			1 ^		
合計	0					<u>1</u> されてい	7 + 0 +		であって			

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (9 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別·鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別) アルミニウム合金製造施設 溶解炉 乾燥炉 23年 度末施 設数 附則別 別表第 別表第 23年 附則別 別表第 附則別 別表第 23年 23年 附則別 度末施 設数 度末施 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 度末施 設数 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 設数 (c) (c) (c) (c) (a+c) (a+c) (a+c) (a+c) 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県

鹿児島県 沖縄県

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

			(加山	区 1里大			- <b>女 伝</b> マ - 合金製造		ムヤル	也設一政令市別)		
		焙焼炉			溶解炉	<u> </u>	日亚教坦	乾燥炉			小 計	
	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第		附則別	別表第	23年		別表第
		表第二	-	度末施	表第二	-	度末施	表第二	-	度末施	表第二	-
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)			(a+c)			(a+c)			(a+c)		
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市 新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市	1											
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市 前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市		<u> </u>										
豊田市	<b></b>	Ь——								<b> </b>		
大津市	<u> </u>	<del> </del>								-		<u> </u>
高槻市	-	1	-						-		-	-
東大阪市		-	-						-	-		
姫路市 尼崎市		-	-						-		-	
上崎市 西宮市	<del> </del>	<del>                                     </del>	1						1	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
奈良市	<del> </del>	<del>                                     </del>								-		<del> </del>
和歌山市		<del> </del>	<del>                                     </del>						<del>                                     </del>		1	
倉敷市		<u> </u>								1		<u> </u>
福山市		t								1		<del>                                     </del>
下関市		<u> </u>										
高松市												
松山市												
高知市		1										
久留米市		1										
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
		・小里キン	アルマヤ	h設 (設備	サー 古いこ	ナム アハ、	ナナ のナン	<b>全</b> す。 )	であって	、法施行	Lo ode/Lod	

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

## 表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

	1						(施設村			山木女	(古寺)	创涂法	"中	又一们	<u> </u>	<b>ミカリ</b> ノ
		4t/h	PL L		1 0	+ /1. P.L. I	~4t/h未剂		焼却炉	N /1. IN I	:~2t/hĦ	- Salde	1001	/LPLL.	~200kg/l	. + .#:
	23年	サリカリカリカ 4 t/n		第一	23年			<u>商</u> 第一	23年			第一	23年	M則別		1 <u>不闹</u> 第一
		表第一	法施行	法施行		表第二	法施行	法施行	度末施	表第一	法協行	法施行		表第二	法施行	法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	<b>後設置</b>	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	<b>後設置</b>	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設署	<b>後設置</b>
	(a+b+c)	(-)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(-)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(-)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
北海道			( - /				(-/	( - /			(-)	(-)	1	1	( - /	
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1						
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県 埼玉県	<del>                                     </del>												1	1		
- 埼玉県 - 千葉県																$\vdash$
東京都									1			1				<del>                                     </del>
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県									2	2			2			2
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県 滋賀県																
京都府									1	1						
大阪府										'						
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県	ļ															<del></del>
徳島県									1	1						
香川県 愛媛県	_	-							1			1				-
高知県	3	3							1			1				
福岡県	-															-
佐賀県	<u> </u>															
長崎県	1															<del>                                     </del>
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									2		2					

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

## 表 I - 10 (10b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

							()(0)		焼却炉	<u>аши</u>	女伝	十八八八	177 1711	<u> </u>	以口口	1/1,1/
		Λ+ /l	以上		9	+/hD/ F-	~4t/h未剂			)ka/h13/1	:~2t/h≯	÷ 浩	1001	a/hD/ Fa	~200kg/h	未滞
	23年			第一	23年				23年	から 川外ゴ	別表	一	23年			第一
	度末施	表第二	法施行	法施行			法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	<del>为</del> 法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	度末施 設数 (a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																<u> </u>
千葉市									1		1					
横浜市川崎市									1			1				
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																igwdown
岡山市		-			-											
広島市 北九州市					-											
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市 川越市																$\vdash$
船橋市																$\vdash$
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																$\vdash$
豊田市																
大津市 高槻市					-											
東大阪市	-	1			1											
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	1	1														
福山市																
下関市																
高松市		-			-											
松山市		-			-											
高知市					-											
久留米市 長崎市		1			<del>                                     </del>											
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	6	6	0	0	0	0	0	0	11	5	3	3	4	2	0	2

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

## 表 I - 10 (11a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

Total part		(施設種類別·鉱山保安法等関係》									划价估	77.200		坦府为	<b>ミカリ</b> ノ		
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本										1					合	計	
放射															larra - ·	T	
数数													第一	23年			
(a-bro)			表第二			皮木施	表第二		法施行	度末施 :n.***	表第二	法施行		度 未 施	表第二		
北海道 香森県 宮城県 城田県 山野県 福島県 深城県 城木県 田野県 田田県 石川県 石川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田			(a)	則設直 (1、注2)	(検討直 (大注3)	(a+h+c)	(a)	則設直 (1、注2)	(検討直 (大注3)	(3+h+c)	(a)	則設直 (1、注2)	发設直 ( 注3)		(a) = 17	則設直 (1、注2)	後設直 ( )注3)
曹泰県     第年県       第子県     1       近田県     1       近田県     1       福島県     2       安水県     2       1     1       新田県     1       市工県     1       千乗県     1       東京部     1       新潟県     1       富山県     3       石川県     1       衛井県     1       西山県     1       佐京県     2       安海県     2       三重県     3       藤寿県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       市     1       京藤県     1       京藤県     1       市     1       京藤県     1       京藤県     1       市     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京藤県     1       京田県	小汽大	(41510)		(b)	(c)	(albic)		(b)	(c)				(c) E 37	, ,	4		(c) E 37
世子県 安地県 が本県 が本県 ・ 東京都 ・ 神谷川県 新田県 ・ 田川県 ・										1	1			1	1		
密域県   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日																	
秋日県 山形県 極本県 物本県 新玉県 千葉県 東京都 新山県 石川県 高山県 石川県 福井県 自山県 石川県 福井県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
山形県 福島県																	
福島県																	
大阪府   大阪										1	1			1	1		
物本県																	
1										2	2			2	2		
埼玉県																	2
千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山泉県 長野県 岐阜県 藤岡県 受知県 三選賀県 京都府 大阪府 京和府 大阪府 京和県 島段県 島段県 島段県 島段県 島段県 島田県 医島県 高田山県 原山口県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田											·						
東京都   1																	
神奈川県	東京都									1			1	1			1
新潟県	神奈川県																
石川県     福井県 1 1 1 5 2 3 5 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
福井県 1 1 1 5 2 3 5 2 3 1 4 3 1 4 3 1 在 3 在 3 在 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	富山県																
世	石川県																
長野県    (数 中		1			1					5	2		3	5	2		3
岐阜県       静岡県       愛知県       三重県       送賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       島板県       岡山県       佐島県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大夕県       宮崎県       熊北本県       大夕県       宮崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県       「京崎県       鹿児島県	山梨県																
静岡県       愛知県         三重県          送資県          京都府       1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長野県																
受知県     二重県       送賀県     1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       鳥取県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       石知県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
滋賀県     京都府       大阪府     1       兵庫県																	
京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																	
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 優場県 長崎県 様本県 大分県 宮崎県 鹿児島県       1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
兵庫県       奈良県         和歌山県       1         鳥取県       1         島世県       1         山口県       1         徳島県       1         香川県       2         愛媛県       3         高知県       4         福岡県       4         佐賀県       5         長崎県       6         熊本県       1         大分県       5         宮崎県       6         鹿児島県       6										1	1			1	1		
奈良県       和歌山県         鳥取県       島根県         岡山県       「         広島県       「         山口県       「         徳島県       「         香川県       「         愛媛県       「         高知県       「         福岡県       「         佐賀県       「         長崎県       「         京崎県       「         鹿児島県       「																	
和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 東本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																	
島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 東藤県 東藤県																	
島根県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
徳島県     1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
香川県 愛媛県 4 3 1 4 3 1 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県										- 1	- 1			- 1	1		
愛媛県     4 3 1       高知県     4 3 1       福岡県     4 3 1       佐賀県     5 6 月       長崎県     5 6 月       熊本県     7 0 月       左崎県     5 6 月       鹿児島県     6 7 日														'	'		
高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県										4	3		1	4	3		1
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県										7	3			-	3		<u>'</u>
佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県		-															
長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																	
大分県 宮崎県 鹿児島県																	
宮崎県 鹿児島県																	
鹿児島県																	
	沖縄県									2		2		2		2	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

## 表 I - 10 (11b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

	(施設種類別·鉱山保安法等関係								5月1分	<b>公</b> 市 [	<u> 他                                   </u>	<u> </u>	7万J)			
	F.0.1	/1 D. I	1001 /1	ala NHe	F01		焼却炉	1.)	1		<b>⇒</b> 1			合	計	
]		g/h以上~ 附則別	~100kg/h	未満 <u></u> 第一	50kg 23年		(0.5㎡以		23年		計即主	- 44	23年	附則別	011=	第一
		表第二	法施行	法施行			法施行	· 井施行	度末施	表第二	<b>注施行</b>	第一 法施行	度末施			法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数		前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>		(a+b+c)	( )	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1		1		1		1	
横浜市									1			1	1			1
川崎市																
相模原市 新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市									<b> </b>							
北九州市																
福岡市 函館市			-										-		-	
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市 横須賀市									-							
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市												-				
大津市																
高槻市																
東大阪市									ļ							
<u> </u>																
尼崎市 西宮市			-												-	
西宮市 奈良市			-						<b> </b>						-	
和歌山市			<del>                                     </del>												<del>                                     </del>	
倉敷市									1	1			1	1		
福山市									<u> </u>							
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市 鹿児島市			-												-	
展児島市 合 計	1	0	0	1	0	0	0	0	22	13	3	6	24	13	3	8
注1) 法施行														13	3	

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 - 11 適用除外等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	3	3
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

## 表 - 12 その他の届出等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 <sup>注1)</sup>	159	44
法第18条に基づく届出件数 <sup>注2)</sup>	686	209
瀬戸内海法第8条第1項(第4項)に基づく 許可(届出)件数 <sup>注3)</sup>	-	31
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 <sup>注4)</sup>	-	27

- 注1)規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。
- 注2)使用廃止以外の変更届出の件数。
- 注3)規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数。
- 注4)使用廃止以外の変更届出の件数。

# 表 I - 1 3 適用除外等の状況

(都道府県別)

	1 6 44 344	Safe DD 14-50	水質基準対象施設				
		適用施設					
	法第35条第2	法第36条第2	法第35条第2	法第36条第2			
	項に基づく	項に基づく	項に基づく	項に基づく			
	通知件数	要求件数	通知件数	要求件数			
北海道		-, 1.11/2		-, 1:11 //*			
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県	2		2				
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県	1						
高知県	'						
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							
110 0211							

(政令市別)

	•			11 111/11/
	大気基準	適用施設	水質基準	対象施設
	法第35条第2	法第36条第2	法第35条第2	法第36条第2
	項に基づく	項に基づく	項に基づく	項に基づく
	通知件数	要求件数	通知件数	要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市			1	
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
	1		1	
北九州市				
福岡市				1
函館市				
	<del> </del>		<b> </b>	
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市	1	1	1	
	-		-	
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市	1		1	<b> </b>
姫路市	<u>                                     </u>	<u></u>	<u>                                     </u>	<u> </u>
尼崎市				
西宮市				
	1		1	
奈良市				
和歌山市				
倉敷市	1	1	1	
福山市				
下関市				
高松市				
		1		<b> </b>
松山市				
高知市				
久留米市				
		-		<b> </b>
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市		1	1	ĺ
ルビノし 田 川				
合 計	3	0	3	(

# 表 I - 14 (1a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別-都道府県別)

	十层甘淮	適用施設	(法· 瀬戸 ) 海法別一都								
			3			h Virit					
		去  18条変更	14条変更	去  18条変更	瀬戸P 8条変更	7) 海法 9条変更					
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18余変史 注2)	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	注2)	8 条変更 その他 <sup>注3)</sup>	注2)					
北海道	6	15	2	9							
青森県	2	6	1	3							
岩手県	2	1									
宮城県				1							
秋田県		1									
山形県	1	6									
福島県		10	3								
茨城県	3		1	7							
栃木県	2	13		2							
群馬県	5										
埼玉県	3		5	5							
千葉県	9	50	1	7							
東京都	3	40	3	30							
神奈川県	1	3	1								
新潟県 富山県	4		1	3							
石川県	2	13	1	1							
福井県	2	5 16		13							
山梨県		6		4							
長野県		5		4							
岐阜県	3	16	2	2							
静岡県	9	25	3								
愛知県	2	44	3	3							
三重県	12	17	3								
滋賀県	1	8	-	1							
京都府	5	10		1							
大阪府	1	13		2							
兵庫県	3	32	1	5	1						
奈良県	1	6									
和歌山県		3									
鳥取県	6	3									
島根県		9		5							
岡山県	9	8									
広島県	3		1	1	15	1					
山口県		4		1	1						
徳島県		9	-	2		2					
香川県	4	7	3	1	_	2					
愛媛県	4	13			5	19					
高知県 福岡県	4	40									
佐賀県 佐賀県	4 2	10	3	2							
長崎県		1		1							
熊本県	1	37		1							
大分県	<u>'</u>	31		1							
宮崎県	1	2		1							
鹿児島県	2			<u> </u>							
沖縄県		10									
	   2			V 4	W > = 1 1 > >						

注1)法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2)法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。 注3)瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の 許可(届出)件数を計上した。

# 表 I - 14 (1b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別-政令市別)

	上层甘油	`* m +/>n	( <u></u> (							
		適用施設	ÿ			h 》后 计				
		去  18条変更	14条変更	去 18条変更	8条変更	り海法 9条変更				
	11ネダス その他 <sup>注1)</sup>	注2)	11未及入 その他 <sup>注1)</sup>	注2)	その他 <sup>注3)</sup>	注2)				
札幌市	0.2/0		C 17   L		C 17   L					
仙台市										
さいたま市	1	3		1						
千葉市	1	1								
横浜市	2			3						
川崎市		9		10						
相模原市		2		1						
新潟市	1	1	1	1						
静岡市	4		1	4						
浜松市 名古屋市		3 6	2	1 6						
京都市		2		О						
大阪市		6		15	1					
堺市	2	4		5	1					
神戸市		1		3	'					
岡山市		4								
広島市	2	5		1						
北九州市	2	5			1					
福岡市										
函館市		4		1						
旭川市		1								
青森市		3		1						
盛岡市	3									
秋田市		2		1						
郡山市	2	5		2						
いわき市 宇都宮市	3	5		3						
一 一 前橋市		8								
高崎市	1									
川越市	'	2								
船橋市		_								
柏市										
横須賀市	5	3	3							
富山市										
金沢市	1									
長野市		3		3						
岐阜市	1	1								
豊橋市 岡崎市										
豊田市	1	2								
大津市	1									
高槻市		11		16						
東大阪市		- 11		10						
姫路市		10	1	4	2	1				
尼崎市		1								
西宮市										
奈良市										
和歌山市		4			4	2				
倉敷市	2	1								
福山市	4	5								
下関市		1								
高松市 松山市		3								
高知市	1	3								
久留米市	1	2	1	1						
長崎市			<u>'</u>	<u>'</u>						
熊本市										
大分市		3								
宮崎市				1						
鹿児島市										
合 計	159	686	44	209	31	27				
		)		14 - ***********************************						

<sup>| 13 | 000 | 44 | 209 | 31 |</sup> 注1 ) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。 注2 ) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。 注3 ) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の 許可(届出)件数を計上した。